

## 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年11月24日（木）16：30～20：18

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

\* 文中敬称略

### ○司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催します。本日細野大臣は公務のため欠席です。あらかじめご承知おきをお願いします。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言があります。

### <冒頭あいさつ>

#### ○園田政務官

それでは私から、本日の記者会見、またお集まり頂きましてありがとうございます。何点か皆さま方にご質問を頂いていた件で、まとめて回答がまいましたのでお伝えをさせていただきます。まずヨウ素剤の服用についてNHK等の放送事業者に報道するように要請したのかというお問い合わせを頂いておりました。これは防災基本計画に、中央防災会議によって決定されている防災基本計画、ここの中でNHK等の放送事業者はということで、安定ヨウ素剤を服用すべき時期についての情報が的確に服用対象の避難者に伝わるよう放送を行うものとする、と書いて記述がございます。これを受けましてそういう形で要請を行っているのかというご質問であったかと存じます。これによりますとですね、保安院によるプレス発表資料で公表は行っていると。しかしながら当時の状況を知る関係者及び保管資料を調べたところ、保安院及び現地対策本部ではNHK等の放送事業者に対してヨウ素剤の服用に関する放送について要請を行ったかどうかは確認が出来なかったということでございます。本来この防災基本計画によりますと、国は該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時期を指示するものという形になっていますのでこれに基づいて現災本部、及び現地対策本部より当該の自治体に対してはその指示を行ったということがございましたが、このNHKの放送事業者への報道の要請というものは確認が出来ていないということでございます。それから、後20キロ圏内の警戒区域の取材についてのお問い合わせをいただいております。

した。現在取材が入れない理由についてということです。まず 20 キロ圏内にマスコミのみが立ち入ったの単独取材、これは公益目的としては認められていないということでございます。ただし、同行取材としては警戒区域への一時立ち入りや警戒区域での除染活動など国や公的機関が実施する調査などに同行する形でのマスコミ取材は実施をしているということでございます。また、被災の市町村が許可をしている公益立ち入りにおいて同行取材が認められる場合があるということございまして、そういった観点から申し上げますと当該の被災自治体、市町村ですが、そこが許可をすれば同行取材が認められるという状況はあり得るということでございます。公益目的の一時立ち入りが取材に当たるのかどうかという点でございますが、公益目的の一時立ち入りとは、これは原災本部の基準がございすけども、そこで申し上げますと、立ち入りが出来なければ著しく公益を損なうことが見込まれるものが自らの責任において警戒区域に立ち入りを行う、すなわち、まずは第一義的にはそこに居住していらっしゃる方々という形になりますが、その自らの責任において警戒区域に立ち入りを行うものでございまして、取材においては著しく公益を損なう活動には相当しないというふうに私どもは解釈をさせていただいているものでございますので必然的に居住者の皆さま方の同行というものが必要となるのではないかと考えているところでございます。それから情報公開法に基づく情報公開請求の窓口を前回ご質問いただきました。これについて該当の方がまだお見えではないかもしれませんが、前回のこの記者会見場におきまして、原災本部の事務局は保安院に置かれておりますので、したがって保安院の所属している経済産業省が原災本部の情報公開窓口であるということを申し上げます。これについては訂正をさせていただきます。失礼いたしました。法令で行きますと、ご案内のとおり原災本部の設置は原災特別措置法でございますが、第 17 条の第 1 項等に基づいてこれは内閣総理大臣が本部長でございます。したがって内閣府が原子力災害対策本部の設置運営を行うことという形で、内閣府設置法でございますが、されております。したがって経済産業大臣及び原子力安全・保安院長や、保安院職員は、対策本部内における位置のものでありまして、対策本部を代表するものではないということです。したがって事務局は保安院におかれましても対策本部を代表するものではないという位置づけになります。したがって対策本部にかかる情報公開請求、開示等の行政行為の発出人は対策本部が設置される内閣府の長たる内閣総理大臣、ここの名でなされることとなりますので、情報公開法に基づくこの開示請求は内閣府が窓口となりまして、請求を受けるという形になるところでございます。この点、訂正をさせていただきたいと存じます。それから、マニュアル、原子力災害対策マニュアル

の件でご質問をいただいております一部ちょっと私の方、舌足らずだったかもしれませんが正確に伝わっていなかったということでございますので、もう一度整理させていただきましてお伝えしたいと思います。まず原子力災害危機管理関係省庁会議というのが設置されています。これは平成 11 年 10 月 7 日設置でございますけれども、原子力災害の防止及び発生時の緊急対処についてということで、まず関係省庁会議が設けられました。そこにおいて対策マニュアルが作成されたところですが、関係省庁会議において政府全体として何を成すべきなのかということがここで各省連携をさせていただいて、そしてこの対策マニュアルというものがまず作られたということでございます。ここで当然ながら全省庁が入っておりますので、その全省庁間において情報が共有され、何を成すべきかがここで決められたということになります。それを今度は各省に、失礼、まずこの関係省庁会議の下にですね、幹事を置くという形になっておまして、当然関係の行政機関の職員がここの幹事に入りましてその会議を行って情報共有とそれから各省が行わなければならないその対策のマニュアル作りというものに、議論なされたということでございまして、それをもって各省庁の防災マニュアルが作られていたということになります。したがって大変回りくどいお話をさせていただきましたけれども、原子力災害対策マニュアルは国が情報の共有、各省庁間においてしっかりと、言わば連携を取らせていただいてマニュアルというものが統一的に作られたということの経緯でございます。そのことを少し私の口から申し上げたのですが、なかなかご理解をいただけなかったのかなというふうに思っておりますがそういうことでございます。要は、ごめんなさい、それですね、平成 11 年の当時の省庁間会議においては法務省、ごめんなさい、私全てと申し上げましたが法務省は入っていないということでございます。そこで作られたマニュアルに基づいて今、防災対策というものが行われているということでございます。しかしながら、とはいえ、3 月 11 日の災害以来、SPDEEI を中心としてといいますか、防災マニュアルそのものに対する国民の皆さま方のご懸念というものが出てきたというふうに考えておまして、現在この見直しの検討に入っているというところでございます。私からは以上でございます。

#### ○司会

それでは式次第に従って進めさせて頂きたいと思っております。最初は環境モニタリングの状況についてです。まず東京電力からの説明となります。

<環境モニタリングについて>

## ○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングの状況につきまして3点ご報告させていただきます。初めに空気中の放射性物質の濃度です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』第244報でございます。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面になりますが、第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での測定結果になります。昨日のサンプリングではいずれの地点も検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』ということで、第237報でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面に沿岸部の4箇所、それから2枚目からは沖合の各地点での測定結果になります。3枚目からが経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動等は見られておりません。続きまして、海底土のサンプリング結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果について』ということで、続報44でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面、昨日は相馬市沖合の3キロと5キロの地点、それから鹿島沖合の5キロの地点の3箇所でございます。失礼いたしました、22日のサンプリング結果になります。いずれの地点もセシウム134とセシウム137がこの表のとおり検出されていますが、経時変化をグラフ化していますが大きな変動等は見られておりません。東京電力からは以上です。

## ○司会

次に文部科学省から説明します。

## ○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果について、資料を2種類お配りしております。まず全国的な状況でございますけれども、都道府県の環境放射能水準調査の結果、それから定時降下物、上水については特段の大きな変動は見られてございません。発電所周辺の調査でございますが、20キロ以遠の空間線量率、積算線量結果、ダストサンプリング、これらについても大きな変動はありません。それから20キロ圏内の空間線量率結果、それから福島県による緊急時環境放射線モニタリング結果、それらについても大きな数値の変動はございません。海域の調査でございますけれども、これは別冊の方に今日の午後配っておりますので、資料そのものはまとめており

ます。別冊の方を見て頂きますと、資料の番号を言いますと4ですけれども、発電所周辺の環境モニタリングの結果、これについては発電所沖合で測っていますが特段の変化は見られていません。それから資料の5で、発電所周辺の環境モニタリングの再分析結果について、というのを15ページからお示しておりますが、ちょっと補足させていただきますと10月20日に今後の海域モニタリングの進め方ということで、従来の測定よりも検出限界を下げた形で、あるいは対象とする核種を増やした形で進めるということを発表していますが、その計画に基づきまして東京電力で行っております海水の分析について過去に採取したものについて、検出下限値を下げた0.5Bq/Lに下げると同時に新たにマンガンとかコバルト、セリウムの核種についても分析したということでございます。結果は15ページ16ページを見て頂ければと思いますが、いずれも検出下限値以下であったということあります。それから資料6は、発電所周辺の海底土のモニタリング結果ですが、これについてもこれまでの測定の傾向と大きな変動はありません。以上です。

#### ○司会

次に原子力安全委員会から説明します。

#### ○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは環境モニタリング結果の評価についてという、本日付けの原子力安全委員会名の一枚紙裏表にコピーしてございますものと、一枚目が福島県の地図になっております参考資料を用いて説明いたします。

まず資料の1の空間放射線量でありますけれども、これは20キロ圏内のデータも出ておりますが、それを含めまして大きな変化はございません。それから2の空気中の放射性物質濃度でございますが、参考資料の10ページをご覧くださいますと、1番上の一番のポイント、福島市杉妻町で、県の方で検出限界を下げた測定が行われておりますけれども、このポイントにおきまして18日に採取されたサンプルでセシウム134、137が検出されております。他の日付け、また他の地点では出てないという状況であります。またこの検出されたものも濃度限度を下回っているという状況であります。

それから4の環境試料でありますけれども、資料の裏面にいただきますと海洋関係の記述がございます。まず海水中の放射性物質であります、参考資料でいいますと20ページから22ページですけれども、発電所に近い1から4番のポイントで、全てではないんですけれども、日によってですけれどもセシウムが検出されておりますけれども、値は濃度限度以下であるということこ

ろであります。それから只今文科省からも説明ありましたが、参考資料の 23 ページをご覧くださいますと、マンガン、コバルト、セリウムの検出というか、分析の結果であります、全て検出限界未満であるということでもあります。それで過去 3、40 年ですね、大気圏内核実験の時代から、日本近海で測ってまいりましたマンガン、コバルト、セリウムについては、大気圏内核実験が行われている時代でも検出限界を超えて測られたことはないという状況であります。それから参考資料の 24 ページが海底土からの放射性物質の検出状況でありまして、セシウムがご覧のように 24 ページですが検出されております。大体、値としては、前回は 10 月の 14 日から 17 日に採取されております。月一回ですけども、大体前回と同じオーダーであるという状況であります。資料最後の 5 であります、全国の放射能水準調査であります、こちらでも特段大きな変化はないといった状況でございます。

それから前回、原子力安全委員会事務局に対して行われております、情報開示請求の関係でご質問がございました。開示請求につきましては、原子力安全委員会の方で緊急時のために作っております『原子力安全委員会・緊急時助言組織等、緊急時対応マニュアル』の他、安全委員会が作成した『原発事故対応マニュアル・指針』ということにいただいているわけですが、その際、請求者にご相談させていただきまして、ホームページに掲載されているものは除くというふうにさせていただきました。これは対象となる文書の量を少なくした方が手続きが早く済むということと、コピーなどで開示される場合にはコピー代が少なくということで、既にホームページに掲載されているものは除くとさせていただいたところであります。具体的に何が載っているかということがお尋ねでございましたけども、こういった緊急時に関係いたします指針でございます、いわゆる防災指針、環境モニタリング指針、この二つが既にホームページに載っているというものであります。載っている場所は、原子力安全委員会のホームページを開けていただきますと、左の方にボタンが幾つか並んでおりまして、その指針類というところをクリックしていただきますと、またその下、ちょっと何層かありますけどもアクセス出来るようになってございます。全体のリストが出てきますけども、それのかなり下の方に二つあるという状況でございます。それからご指定いただいた『緊急時対応マニュアル』につきましては、現在情報公開法に基づいて開示決定に向けた手続きを進めているという状況でございます。私からは以上でございます。

#### ○司会

続いて各プラントの状況について、東京電力から説明します。

## <プラント状況について>

### ○東京電力

東京電力から福島第一原子力発電所の状況につきまして、ご報告させていただきます。『福島第一原子力発電所の状況』という A4 縦表裏の一枚の資料をご覧ください。タービン建屋地下の溜まり水の処理に関しましては、現在、セシウム吸着装置キュリオンと第二セシウム吸着装置サリーによります高濃度汚染水の処理を継続しています。RO 膜によります淡水化装置、それから蒸発濃縮式の淡水化装置につきましても継続して運転中でございます。それから溜まり水の移送の状況でございますが、2 号機 3 号機から集中廃棄物処理施設の移送を行っております。それからサイトバンカー建屋の溜まり水に関しましては、プロセス主建屋の方への移送を本日 9 時 31 分から開始いたしました。それから一番下になりますけれども、21 日から開始しておりました 3 号機の復水貯蔵タンクから 3 号機のタービン建屋への移送に関しましては、本日 9 時 45 分で終了いたしております。トレンチの水位、建屋の水位に関しましては、午前 7 時のデータを記載させていただいておりますので、会見の途中で最新のデータをお届けしたいというふうに思っております。裏面の方にまいります。放射性物質のモニタリングの状況につきましては、先ほどご説明したとおりです。使用済燃料プールの冷却ですけれども、1 号機から 4 号機まで循環冷却システムにて冷却中です。それから 6 号機の使用済燃料プールでございますが、昨日取水口の点検が終わった際に、運転をしようとしたときに補機冷却海水ポンプにつきましては、起動が出来ていない状況でございます。したがって 6 号機の使用済燃料プールに関しましては、残留熱除去系の A 系を使用いたしまして、原子炉側と使用済燃料プール側の冷却を交互に行うということで冷却を行っております。原子炉の温度は 26.4℃、それから使用済燃料プールの温度は約 30℃といった状況でございます。続きまして圧力容器への注水、原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましては記載の表のとおりです。またその他作業の実施状況につきましては、こちらでも会見の途中で本日の作業実績をお届け出来るというふうに思っております。この資料に関しましては以上です。続きまして発電所内のモニタリングの状況です。まず取水口の海水サンプリングですけれども、資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』ということで、11 月 23 日採取分でございます。ページをめくっていただきまして、1 枚目の裏面から昨日の測定結果を記載させていただきました。3 ページ目から経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな変動等は認められておりません。高濃度汚染水

が海水中に漏出してないというふうに考えております。続きましてサブドレンの状況です。タービン建屋付近のサブドレンにつきましては、資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について』11月23日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面に1号機から6号機のサブドレン水、それから一番右側に構内の深井戸での結果を記載させていただいております。経時変化を2枚目からグラフ化しておりますけれども、こちらも大きな変動は認められておりません。タービン建屋の溜まり水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっている資料でございますが、こちらも昨日23日の採取結果につきましては、通常の変動範囲内というふうに考えております。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が地下水中に漏出してないというふうに判断いたしております。最後になりますが、左肩に参考資料と書かさせていただいた資料を一枚配布させていただいております。1号機から3号機の格納容器内、それから压力容器内の水素ガスの濃度に関しまして、状況をとりとめましたので、改めてご報告させていただきます。少し読まさせていただきますが、まず経緯につきましては、2号機につきましては先般ご案内のとおり格納容器ガス管理システムを10月28日から運転を開始いたしまして、格納容器ガス管理システムの出口での水素ガスの濃度を継続的に監視をいたしております。ガス管理システムの水素濃度に関しましては、運転開始直後、約0.9%でございましたけれども、その後、徐々に上昇いたしまして、最大値では約2.9%まで上昇いたしました。その後段階的に窒素の封入量、それから格納容器ガス管理システムの抽気量を増加させました結果、水素濃度は徐々に低下いたしまして、現在は約0.7%という状況になっております。この原因につきましては、格納容器の上部に溜まっておりました水素、並びに压力容器内に溜まっていた水素を、このガス管理システムで引っ張ったものではないかというふうに考えております。この結果を元に、少し压力容器の状態につきまして考えてみた結果が2ポツでございます。現在压力容器に対しましては、崩壊熱を除去するために1号機は約5.5m<sup>3</sup>/h、2号機と3号機は10m<sup>3</sup>/hで注水を行っておりますが、压力容器の中のいわゆる水面、水位といたしましては十分な高さにないということでございます。したがって、压力容器から格納容器内へ注水した水が抜けているというふうに考えておまして、その結果、開口部があるわけですから、格納容器内に封入している窒素が压力容器内にも及んでいるものというふうに考えております。また2号機で格納容器ガス管理システムを起動した際、比較的高い濃度の水素ガスが容器内に封入している窒素が



圧力容器内に及んでいるものというふうに考えております。また、2号機で格納容器ガス管理システムを起動した際、比較的高い濃度の水素ガスが検出されましたので、これは格納容器内に封入した窒素が格納容器の中で十分に攪拌と言いますか行き渡っておらず、比較的高い濃度の水素ガスを抽出したものであるというふうに考えております。裏面の方に少しこの格納容器内のガスの流れを推定したものをイメージ図で配布させていただきました。まず左側の方の青い絵が格納容器ガス管理システムの設備を起動前の状況でございます。左側になります。当時は窒素ガスを1時間当たり13m<sup>3</sup>で入れておりますが、それが格納容器の中で攪拌されて、いわゆる格納容器のトップヘッドのフランジ部ですとか、このマル3と右側でございますが、こういった貫通口の弱いところから漏れていたというふうに考えております。しかしながら、このトップヘッドのところでございます黄色のところのような軽い水素ガスの行き場がないというところには、比較的高い水素ガスが溜まっていたのではないかと推定いたしました。その後右側の図でございますが、格納容器ガス管理システムの起動後という値でございますけれども、窒素ガスに関しましては26m<sup>3</sup>ということで少し増やしましたが、後、格納容器ガス管理システム、右側のマル3のところでございますが、こちらの方から強制的に格納容器内の気体を吸い出すということを行いましたので、これまで格納容器のトップヘッドに溜まっておりました比較的高い水素ガスが、この格納容器ガス管理システムで吸われたのではないかと今回の水素ガス濃度が上昇した原因というふうに考えております。今回の結果をもとに考えますと、やはり同じ構造をしております圧力容器の内部に対しましても、やはり圧力容器の格納容器のフランジ部から漏れてるというふうに思いますけれども、その上のヘッドの部分には比較的高い水素ガスが溜まっているのではないかと推定しております。したがって、表面の3ポツに戻りますけれども、今後原子炉の圧力容器内に直接窒素ガスを封入いたしまして、蒸気がなくなった状態においても水素が可燃限界以下となるように管理をしたいというふうに考えました。なお、この圧力容器の窒素ガスの封入工事には、今後約1週間程度要するというふうに考えておりますので、この間窒素ガスを封入するまでの期間におきましては、圧力容器内の蒸気の割合を増やすことで水素ガスの濃度を念のため低減させていきたいというふうに考えております。具体的な方法といたしましては、圧力容器内の蒸気の割合を増加させますので、1号機につきましては現在の注水量を約0.5m<sup>3</sup>ほど減らす、2号機3号機につきましては約1.5m<sup>3</sup>/hほど注水量を減らすことで圧力容器の温度を逆に上げる方向に転じたいというふうに考えております。この操作に関しましては本日準備ができ次第実施したいというふうに考えております。また、1

号機2号機に比べまして3号機に関しましては窒素の封入量が現在14m<sup>3</sup>/hということで、比較的小さい状況でございますので、こちらでも28m<sup>3</sup>に増加させる操作を合わせて実施したいというふうに思っております。最後になりますけれども、明日予定しておりました1号機の炉心スプレイ系からの注水に関しましては、今回の作業で考えております窒素封入が開始された後に改めて実施したいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

#### ○司会

ここで1点補足説明があります。

#### ○事務局

事務局から前回日隅さんの方から質問をいただきました、区分ごとで何人登録を受け付けて何人登録を駄目と言っているのかというご質問がございました。それについて回答させていただきたいと思っております。まず区分1でございます。これは日本新聞協会会員になっているところからの登録者数でございますが、2056です。区分2、これは日本専門新聞協会の会員でございますが、35です。区分3、日本地方新聞協会会員でございますが、こちらが4です。区分4、日本民法放送連盟会員でございますが、69。区分5、日本雑誌協会会員でございますけれども、区分の5が45でございます。区分6、日本インターネット報道協会会員でございますが、55、区分6が55です。区分7、日本外国特派員協会会員及び日本外国記者登録証保持者でございますが、この区分7が108でございます。区分8、発行する媒体の目的、内容、実績等に照らし、1から7のいずれかに準ずると認め得る者でございますが、認めた人が179でございます。今まですいません、区分の7までは全員が認められておまして、区分の8は179が登録を受け、2人が登録を認めておりませんで、4人が現在ペンディング、資料の提出待ちとなっているところでございます。それと区分9、いわゆるフリーランスの方でございますが、42の方が登録を受け付けておまして、5人の方については登録を認めておらず、7人の方には資料の要求あるいは検討しているという状況でございます。こう考えますと、全部の合計でご登録を認めている方が2,593人、それから登録を認めてない方が7人、ペンディングの方が11人ということになります。なお、新聞協会の方、区分の1の方が非常に多くなってきておりますけれども、若干これは中を精査する必要があるかというふうに思っております。新聞関係ですと1というふうに整理されている方が若干多く見られましたので、ここは今暫定的な整理だというふうに思っただければというふうに見ます。よく見ると中央新聞協会の会員さんでありますとか、専門新聞協会の会員さ

んが 1 の方に混じっている可能性がありますので、整理させていただきたいと思えますけれども、総数としては変わらず 2,593 が登録されていて 7 人の方が登録を認められていなくて、ペンディングの方が 11 ということになります。以上でございます。

#### ○司会

これから質疑に入ります。前回同様、最初の質問の機会をできるだけ早く皆さんに一巡させるという観点から、一度にご質問していただく項目数を 3 つまでとするようお願いいたします。併せて質問自体もできるだけ簡潔をお願いいたします。一つの質問で余り長くなるようであれば改めて手を挙げていただくようお願いすることもありますので、趣旨ご理解のほどをお願いいたします。回答側も簡潔に分かりやすく回答していただきたいと思えます。質問の際には所属とお名前を名乗っていただくとともに、誰に対する質問であるかを明確にさせていただきようお願いいたします。それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。それではそちらの方、それからその後こちらの。

#### <質疑応答>

##### ○フリー 横田

Q : フリーの横田一ですけれども、非常用復水器の停止操作についてなんですが、東電が運転員の方にヒアリングされたということなんですが、いつヒアリングされたのかと、なぜこの時期なのかということが 1 点と、今までは地震当日の 15 時 3 分に圧力容器の温度変化が 55°C/h を超えないように停止操作をしたというふうに手順書にあるということで説明なされたんですが、黒塗りの手順書が公開されたものを見ると、原子炉が安定する直前の操作でそういう記述があるんですが、事故直後にその操作をする記述内容にはなっていないと。これについてはどう解釈すればいいのか、東電は嘘の説明をしてたんじゃないかという専門家の方もいるんですが、それについて伺いしたいと思えます。園田政務官と保安院に対しても、この温度変化が理由で止めたという東電の説明に対してどう思うかお聞きしたいと思えます。

A : (東電) まず東京電力からお答えさせていただきますが、アイソレーション・コンデンサー非常用復水器の運転状況につきましては、これまでも運転員の方に対してヒアリングを継続して実施しております。今回、おととい資料の方を取りまとめて公表させていただいたのは、10 月 18 日に現場の状態

が確認できまして、非常用復水器の弁の状態が最終的に確認できたということ、それから非常用復水器の水位が現場の指示計でも確認できたということがございますので、改めて非常用復水器の運転状態はどうだったのかというようなことを、現場の状況とこれまでの運転員の証言等をもとに考察した結果をまとめて、おととい公表させていただいたものでございます。それから非常用復水器の停止の件でございますが、これは原子炉が自動スクラムしてその後冷温停止に操作に入るわけでございますけれども、圧力が高くなったために非常用復水器が自動起動しております。その際 A 系と B 系が 2 台入っておりますので、圧力、温度の上がり方がいわゆる規定で定めず 55°C/h 以上を超えているということから、一旦停止をして圧力温度の回復を待っております。停止直前の操作ではないかということでございますけれども、こちらに関しましてはいわゆる定格圧力、定格温度から冷温停止に至るまでの区間、全てで 55°C/h での制限内に収めるということが基本的な操作でございますので、この操作が何も早すぎたということではないというふうに思っております。

A : (保安院) 保安院でございますが、保安院といたしましても今アイソレーション・コンデンサーの操作につきましては、先般敦賀 1 号炉の状況も聴取をしたりしておりますし今整理しております。明日専門家からなる意見聴取会がございまして、保安院としてこれまで把握したことを整理して、その場にまたご提示をするというふうに作業しているところでございますので、その際に保安院としてのこれまでの整理についてはご説明することになろうかと思っております。なお、55°C につきましては一般的に熱疲労といえますか、そういう観点から温度の降下というのはどこの発電所の炉でも同じでございますけれども、そういった一般的な考え方としては保安規定も含めて書いてございます。それが今回の運転操作にあたって、この 55°C というものが主として念頭に置かれていたのか、あるいは基本的には圧力のある範囲に収めるということで、操作をされるということが、これは敦賀 1 号炉もそうですけれどもなっておりますので、その辺りについて今整理をしてこれまで聴き取った範囲の中で明日の意見聴取会にはご報告したいと思っております。以上でございます。

A : (園田政務官) 私の立場で申し上げられるのは、いずれにしても東電がこういった今回の手順書も含めて、一つの結果を出してもらったということでございます。それに対して保安院の方で今チェックをするということでございますけれども、当然ながら今後それも含めて事故調査委員会の方には

新たな状況であるということの報告がいくものではないかというふうに考えております。その上で、私もその報告結果も含めて、政府全体としてこの IC の操作、そして途中でのマニュアルとの整合も含めてしっかりと事故検証というものは行われていくということでございます。

Q : 松本さんに 1 点だけ確認したいのですが、専門家の間から保安院の担当者についていつまで東電に嘘をつかせるつもりかという厳しい指摘が出ているんですが、保安院からそういう指摘はお聞きになってないでしょうか。

A : (東電) 私どもとしては、嘘と言いますか虚偽の報告をしているつもりはございません。私どもとしては事実の確認ができたものをきちんと報告をさせていただきます。

Q : ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q : ネオローグの小嶋です。よろしく申し上げます。園田さんをお願いします。20km 圏内の警戒区域の取材に関してなんですけれども、先ほどご回答いただきましたが、取材のこの不許可をすることにあたって、公益を著しく損ねないということの理由について教えてください。もう 1 点が、現在 20km 圏内警戒区域に取材などで入れない理由、危険度なのか治安なのか、こういうことはどういう理由なのかを教えてください。もう 1 点、現地対策本部にこういった取材申請とか問い合わせのあった件数を把握していたら教えてください。あわせて今自治体の方で許可を取ったり許可を出したりしているということでしたけれども、自治体の許可の状況の把握をどうされているのか、この件数など分かったら教えてください。この時にもし追加の事故が起こった際に、何か取材許可を出して入られた時に連絡する方法などを具体的に決まっていれば教えてください。以上です。

A : (園田政務官) まず理由でございしますが、立ち入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれるものということとございまして、この立ち入りが今度逆にできなければ定義をしているわけとございまして、その運用の解釈においては、これは現地対策本部で行っているわけとございまして

れども、立地をしていた法人、そして団体更には警戒区域の市町村、及び公共機関から依頼を受けたもの、これが対象として運用をしているということでございますので、ここにまず入らない対象となっていないものという形になると、それはいわゆる認められないという形になるわけでございます。それから後、20km 圏内の危険度ということでございますけれども、今現在当然ながら原災本部でこの警戒区域の設定がなされているわけでございますので、それが解除されるまでは当然ながらこの警戒区域内に立ち入ることはできないという形になります。したがって、危険度も含めてその認めない理由としては、まず発電所から半径 3km 圏内の区域であるということ、それから高い空間線量率等により立ち入りのリスクが大きいと考えられる区域、そして今般の津波によって被害を受けた地域であり、一時立ち入り者に危険を及ぼすと考えられる区域という形で、この区域が設定をされているとご理解をいただければと思います。危険度という形になりますと、一概に今この度合だということは申し上げられませんが、この区域の今度は解除に関しては慎重に原災本部において検討がなされるという形になってまいります。それから、その申し込みの件数でございますが、ちょっと私今手元にはございませんので、それも一度確認をさせていただければと思います。

Q : 1 点目から、今おっしゃった公益立ち入りに当たらないところの部分なんですけど、これは運用上とおっしゃいましたが、何か法的根拠みたいなのが存在すれば教えてください。もう 1 点、立地をしていた法人は入れるということなんですけれども、例えば内部に本社があった、例えばマスコミ関係とか報道関係の方は入れるということでしょうか。もう 1 点、入れない理由に関して今質問とのずれがあったと思うんですけれども、ここに警戒区域に取材目的等で今入れない理由は、危険度なのか又はこの間おっしゃったように治安の問題で今そういうふうに断ってるのか、この入れない理由についてが明確に教えていただければと思います。

A : (園田政務官) まず法的根拠でございますけれども、これは原災対策の特別措置法、第 28 条第 2 項において読み替えの規定で災害対策基本法の第 63 条の第 1 項の規定がございます。そこによってこの区域がまず設定をされるという形になります。それから、この警戒区域内におけるマスコミといえますか、その居住がある場合、それは恐らくこの定義の中に立ち入ることの対象者の定義に当てはまるのではないかというふうに思います。そして 3 点目、治安なのか何なのかということでございますけれども、先ほど

申し上げたように、警戒区域内において認めないという形で設定をされているその理由は、まず発電所からの半径 3km 以内、それから高い空間線量率、そして津波を受けたその地域であって、その者に危険を及ぼす総合的にその 3 点を加味してその設定をされたということでございますので、それぞれ総合的にこの区域内に立ち入るか立ち入れないかというところは、その 3 点とも加味した上で判断がなされるというふうにご理解をいただければと思います。

Q : 区域の設定に関しては理由分かったんですけども、現状も以上のような危険性の問題から入れないということで、以前おっしゃった治安の問題からという点ではないという理解でよろしいでしょうか。

A : (園田政務官) 治安上の理由ということ申し上げたのは、警戒をするために今それ以外の方が入れないようにという形で、言わば副次的なものであるというふうにご理解をいただければと思います。したがって、原災本部として直接的な理由としては先ほど申し上げた 3 点、そしてそれを言わば警戒をしているということの理由は、それ以外の者がむやみやたらに立ち入らないという治安上の理由があるということで申し上げたところでございます。

Q : はい、分かりました。ありがとうございます。

#### ○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは真ん中の 1 番後ろの方、それからこちらの列の方。

#### ○ニコニコ動画 七尾

Q : ニコニコ動画の七尾です。よろしく申し上げます。文科省の方にお願います。住民グループがですね、経済産業省調査前など、都内 3 箇所です、路上の泥などから放射線ストロンチウムやセシウムを検出した件ですが。この件につきまして、文科省としてはどう受け止められているんでしょうか教えてください。

A : (文科省) 文部科学省です。都内各所です、ストロンチウムが検出されたということで、そのような報道があったことは承知しておりますけれども、現在文部科学省として特段の対応を取る予定はございません。

Q : 続けてなんですけど、この発表をされたのはですね、横浜港北区の自宅マンションでストロンチウムを検出をした男性なんですけれども。この横浜のストロンチウムを含むとされる土壌の調査について、文科省は今現在どういう対応をされているのでしょうか。これ検査してるんですけど、文科省としては。

A : (文科省) はい、文部科学省です。横浜での件についてはですね、その後横浜市の方でも検査されて、ある値が出たということで文部科学省の方で同じ地点の、横浜市の方が調査された地点の土壌を日本分析センターという所に依頼して分析を今、お願いしているところであります。ちょうど本日ですけれども、文科省の中で放射線量等分布マップの作成等に関する検討会、いわゆる線量マップをご議論いただいている委員会が開かれております。横浜市の案件は、前回の検討委員会でも議論の対象になりまして、文科省として一度測ってみて、その結果を検討会でもう 1 回見てみようということになったものであります。分析結果が今日の正に午後 2 時から開かれている検討会で議論されているところであります。既に会議がオープンで行われておりますので、そこでご紹介している結果を申し上げますと、分析センターで行った結果によりますと、いわゆる福島第一原子力発電所の事故の影響であるかを判断するのに必要な短寿命のストロンチウム 89、これが含まれているかどうかというのがポイントであったわけですが、分析センターの結果によりますと、89 は検出されていないと。また、ストロンチウム 90 が微量検出されておりますけれども、そのレベルはいずれも事故発生前に全国で観測されている測定値の範囲内だということでございます。したがって、そういう結果を踏まえて、正にこの時間に専門家の間で、今後のストロンチウムのモニタリングをどうするかということも含めてですね、あるいはなぜ横浜市の方の検査結果と違ったのかという理由も含めて検討がなされているという状況になります。

Q : 分かりました。そうしましたら、今日の会議も含めて、次回以降だともう少し踏み込んだ、この結果をどう評価するというのは分かるというそういう理解でよろしいでしょうか。

A : (文科省) そういうことになると思います。

Q : 分かりました。後もう 1 点なんですけど、現在ですね 18 県分の汚染マップが公表されてまして、年内に 4 プラスされて 22 都県分になると思いますけれど



ども。西日本分は今後どうされるお考えでしょうか。

A : (文科省) 22 都県分について残りが間もなくまとまると思いますけれども、それ以外の地域をどうするかについては全部そろったところですね、また専門家の意見も聞きながら調査を行うか行わないかも含めて検討させていただければと思います。

Q : 一つ提案と言いますか、意見や質問になるんですけれども。専門家の方々にお聞きするのは当然としてもですね、今現在国民としても本当に不安感がある中で、地方の西日本の自治体なり、自治体を通じて住民に意見を聞くとかそういったお考えというのは全くないでしょうか。あくまでも専門家の意見だけで汚染マップをどうするかというそういうお考えでしょうか。

A : (文科省) 自治体から意見を聞く予定はございませんけれども、発生以来、各都道府県1地点でですね、今日の資料にもありますように空間の線量率、それから定時降下物ということでヨウ素、セシウムの測定をしております、その結果については各自治体の関係者はもとより住民の方々もご案内のとおりであります。したがって、現在、航空機モニタリングについて、22 都県分が終わった後どうするかについては文科省内、専門家の意見を踏まえて検討したいというのが今の考え方です。

Q : すいません。その専門家方の意見の会議というのは、これはいつ頃とか具体的にその会議名とかってというのは決まっているのでしょうか。

A : (文科省) 特に決まっておられません。

Q : 分かりました。

A : (文科省) 航空機モニタリングについて今までいろいろご助言いただいた原子力機構の専門家の方々とか、あるいは土壌マップにおいて検討会に出席されているの方々、こういったところのご意見を伺うことになるんだろうと思います。

Q : 分かりました。一旦分かりました。ありがとうございます。

○司会

次の方どうぞ。

○NHK 花田

Q : NHK の花田と申しますが、東京電力の松本さんに伺わせてください。今日配られている圧力容器内の窒素封入の関係です。1 点目なんですけれども、圧力容器内に窒素を封入するというのは具体的にどのような工事方法によるかというのを具体的に伺わせてください。どういう配管を使うのかというところを教えてください。

後 2 点目なんですけど、圧力容器内に比較的高い濃度の水素が存在するとなっているんですけれども、これは高いところでどれくらいの濃度と考えられるのかということ。これは初期の水ジルコニウム反応で出来たものとあったものと考えればいいのか。RPV のどの辺に溜まっていると考えられるのかというのを伺わせてください。後、今日から 1 週間程度で工事を行うというお話で、結構急に進めるなという印象があるんですけど。水素濃度との兼ね合いで、圧力容器の中で水素爆発が起きるような危機的な状況にあるのかということを確認させてください。

最後の 3 点目に付いては、保安院もどのように評価しているのかということも森山さんに伺わせてください。以上です。

A : (東電) まず窒素の封入の方法でございますけれども、現在、注水に使っておりますラインを使いまして、注水と合わせて窒素ガスを混ぜた形で、原子炉圧力容器の中に送り込むことで計画をしています。いわゆる気体と水の両方を送り込むということで、二層流の状況になります。それから、圧力容器内の水素の濃度の状況でございますが、こちらは当初発生した分もございまして、やはり継続的に水の放射線分解によりまして水素が発生しているというふうに考えております。現在、崩壊熱から予想しております水素の発生量は 1 号機が 0.2m<sup>3</sup>/h、2 号機と 3 号機が 0.3m<sup>3</sup>/h 程度は発生しております、それと同等程度が格納容器側に漏れてバランスしているのではないかとこのように思っております。この濃度が圧力容器のここで図で言いますと、マル 1 番のところ溜まっているというふうに考えておりますが、濃度といたしましては 4%未満、可燃限界未満だろうというふうに考えております。なお、1 週間程度で作るという急な話のようにお聞きかという印象かと思っておりますけれども、工事そのものは注水ラインに窒素ガスの封入用の分岐管を付けるような工事でございますので、工事そのものは部品の手配が出来ましたら工事可能というような状況でございます。したがって、その分岐管の手配が終わりましたら、実際の工事に入って、

工事終了後、窒素をぶくぶくと入れ始めるというような状況になります。

A : (保安院) 保安院でございますけども、爆発の可能というご質問でございますけども、先ほど松本さんからお話がありました、あの、水素濃度 4%以内というのは、いわゆる水蒸気じゃない乾燥した条件でございます、現在の压力容器の中の状況を考えますと、相当程度水蒸気があると、いうふうには考えております。したがって、現在の状況では、その水素が燃焼するような範囲にはないというふうには考えております。以上でございます。

Q : ありがとうございます。ちょっと追加で伺いたいんですけど、水素濃度が、格納容器、压力容器の中で 4%未満だという根拠は、水素の発生量と水蒸気雰囲気になっているというところを根拠にされているのかということと、注水ラインから窒素も同時に入れるということですが、これは給水ラインからと考えていいのか、ちょっと確認させてください。

A : (東電) 想定といたしましては、水素の放射線分解の量と、現在、窒素ガスを 2号ですと  $26\text{m}^3/\text{h}$  で入れておりますことから評価をいたしております。それから、水素の入れるラインでございますけども、現在水を使っておりますラインから入れます。したがって、1号機は給水系、それから2号機、3号機は压力容器の中に入れたいと思っておりますので、炉心スプレイ系を使う予定でございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。じゃあ前のこちらの方。

○読売新聞 安田

Q : 読売新聞の安田です。今の関連なんですけれども、温度を上昇側に傾ける作業ということですが、これによって、温度がどの位最大上がるのかということと、ちなみに事故後はずっと冷却方向でいつてきたわけですけども、上げる側に操作を転換するってのは、まあ初めてでしょうか。

A : (東電) 上げる側に転換するのは、初めてって言いますか、既に1号機は給水からの注水量を  $2\text{m}^3$  ほど下げておまして、現在、ゆっくりとではござい

ますけども、上げる方向になっております。それから、温度の目標でございますけど、80℃を上回る程度まで上げておけば、水蒸気の発生は、十分確保出来るのではないかと考えております。

○司会

よろしいでしょうか。質問のある方挙手をお願いいたします。この列の後ろの方。まず、左側の方、その後、右側の方。

○フリー 木野

Q：はい、すいません、フリーの木野ですけれども、まず、東京電力の松本さんに、ちょっと、先日お伺いしていたんですが、3月の11日にベント作業に行った作業員の方、4人中に入っていると思うんですけども、1人の方分かるんですが、残りの3人の方の被ばく量というのは分かりましたでしょうか。それから、これも松本さんに先週お伺いしていたんですが、もし、私がない間に出てたら重複で申し訳ないんですが、モニタリングカーの仕様というのは確認できたでしょうか。それから、保安院森山さんに、3月の12日に保安院の発表でセシウム検出したという話があったと思うんですけども、これは、ちょっと私も探したんですが見つからなかったんですが、これを検出した場所はどこなのかと、これを検出したのはどこの機関でやられたのか、誰が出したのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。難しい、確認できればと思います。お願いします。

A：（東電）はい、残り4人の被ばく線量につきましては、ちょっとまだ確認中でございます。その際併せてご質問があった当直長の106mSvのお話でございますが、私ども今まで確認した結果では、106が99に減って報告したというようなところについては、まだ確認できておりません。最終的にこの方は、3月12日にベント操作を行った当社の運転員でございますけれども、当日は106.3mSvの被ばく線量でございましたが、最終的に10月末の現在で外部被ばくが128.20、それから内部被ばくが23.21ということで、合計151.41mSvということで、評価が終わっております。こちらに関しましては、4月まで現場の作業に従事していたということと、その後免震重要棟での勤務している間の移動線量ですとか、滞在した時の線量を加えております。それから、モニタリングカーの仕様でございますが、こちらはガンマ線の空間線量と他ダストの放射線量モニター、それから風向、風速が測れる設備があります。それから、モニカーの設備ではございませんが、当時は中性子線検出器と一緒に積んでおまして、中性子線の検出を行っております。

す。

A : (保安院) 保安院でございますけども、あの 3 月 12 日に保安院が言及しましたセシウムの検出の件につきましては確認させて、またあのご説明、確認した段階でご説明申し上げます。

Q : はい、すいません、そうしましたら、ちょっと先ほどの、当直長の件なんですけれども、正確に日付を忘れてしまったんですが、以前その 6 月くらいにですね、被ばく量の確定を報告された際に、99 ミリの方が当日ベントの作業に行かれた人だと説明がありましたので、その人かなと思ったんですが、もし違うとしたら 106 の人以外に 99 の人がいるということになると思うんですが、それも含めてですね、残りの 3 人の方の発表がなぜないのか。当然その被ばく量、外部被ばく量かなり高いと思われまして、なぜ発表されていないのか、その理由と、それから被ばく線量、これ確認できればと思うんですが。お願いします。

A : (東電) はい、被ばく線量については確認します。

Q : はい、お願いします。それからですね、モニタリングカーなんですが、これ 11 日事故の後からこの車が動いていたということは、当時、空間放射線量率しか発表されてなかったんですけども、当然、ダスト等サンプリングされてると思うんですが、これはしてなかったんでしょうか。もし、してなかったとしたら、理由を。

A : (東電) はい、しております、こちらに関しましては、ちょっと私どものホームページでは公開しておりませんでしたけれども、保安院さんが公開されている環境モニタリングの状況で公開されております。

Q : すいません、ちょっと確認なんですけど、当時の会見で 20 日過ぎにダストのサンプリングは初めて、ま、18、19 くらいにサンプリングできたので公表したという話があったんですけど、そうすると、11 から 18 の分と言うのもサンプルの結果、分析の結果というのほどこかにあるってことですかね。

A : (東電) ちょっと、どのデータが残っているかは確認します。

Q：それはすぐ出していただくことは、できないですか。

A：（東電）既に、私どもといたしますか、保安院さんが公表されているホームページ上にあることは私ども確認しましたので、ちょっと、私どもの方でどのデータが残っているかについては確認します。

Q：すいません、ちょっと、森山さんにお伺いしたいんですが、保安院の方にはそれは出ているんでしょうか。

A：（保安院）すいません、ちょっと今すぐには、分かりません。

Q：ちょっと、確認お願いできますか。

A：（保安院）えーと、少し。

Q：はい、今すぐ分からないとは思いますが。

A：（保安院）今、松本さんから保安院のホームページとお話がありましたが、それは、確認してみますが、はい。

Q：お願いします。保安院のホームページに出ているのは分かるんですが、東電の方のホームページにはなぜ出てなかったというのは、何か理由あるんでしょうか。

A：（東電）はい、当時は空間線量を中心に報告といたしますか、公表させていただいたというふうに理解しておりますが、ダストの状況がどういうことだったのかは確認します。

Q：お願いします。

○司会 はい、それでは次の方。

○NPJ 日隅

Q：NPJ の日隅です。まず一つは、20 キロ圏内の会見の件なんですけれども、これについては、警戒区域の一時立ち入り許可基準という 4 月 23 日に、原

原子力災害対策本部長が出されたものに基づいて説明をいただいていると思うんですが、これによると一時立ち入り対象者の条件というのは個別に市長村長が原子力災害現地対策本部長と調整の上こういう規制が認められる場合には立ち入り体制に関する条件として一時立ち入りを許可すると書いてありますので、取材申込者が地元の市町村長に取材したいということで申し出て原子力災害現地対策本部長と調整をいただいでそういう判断をいただければその取材の理由とかそういうものに基づいて個別の判断がなされるというふうに考えていいのでしょうかというのがまず1点です。

それから2点目は先ほどの会見参加者の人数の関係なんですが、すみません民放連テレビの関係が69っていいましたっけ。ちょっと私もし69だとするとちょっと少ないんじゃないかなと思ってその確認です。

それから先ほどマニュアル、災害対策のマニュアル、事故マニュアルの見直しを開始されたと園田さんが言われたんですが、これは現にもう開始しているどこかで開始をしているということなんであればどういうことでどういうふうにされているのかということをご説明いただければ。ですから最初の質問と最後の質問を園田さんで、中の質問が事務局にということになります。

A : (園田政務官) はい。まず1点目、一時立ち入りの対象者。ご指摘のとおり先ほど申しあげました4月の23日に一時立ち入りの許可基準という形で現災本部長名で出させていただいております。そこで個別に市町村長が許可をするという形になっておりましてそれは原子力災害の現地対策本部長との調整の上でということですので、当然公益性が認められる場合にはその立ち入り対応に関する条件を付して一時立ち入りを許可するという形になっておりますのでおっしゃるとおり地元の市町村長が個別に判断するというのがまず一時的にございます。

Q : そうすると先ほどの説明はちょっと不親切じゃないですかね。個別に申請してください。それで個別の判断しますからというふうにご説明をいただくべきであって、一般的に取材許可が完全に下りないことを前提としたようなご説明というのはちょっと違ってたんじゃないかなと思うんですが。

A : (園田政務官) ただ先ほど申しあげましたように、ただし同行取材としてはそういったマスコミ取材を実施したところもありますよということはご紹介をしたと思っておりますので、その点についてはここの条件を申し上げ

てなかったのはおっしゃるとおり言葉足らずだったかもしれませんが、当然ながらそういった場合もあり得るということは事例としてございます。

Q : ですから一般的に禁止しているんじゃないくて、個別に認められる可能性というのは十分あるということによろしいんですね。

A : (園田政務官) はい、そうでございます。先ほど事例も一番最初にご紹介をさせていただいたようにそういう事例もでございます。それから3点目でございますが見直しの開始ということで、これは明示的に開始をしたということではないんですけれども、当然ながら総理も含めてあるいは細野大臣もこの件については、大変心配していたところでございましたので、当然マニュアルの見直しというものはあるべしということで、事務的ではございますけれども内閣危機管理官の下での危機管理担当、これ内閣官房副長官補でございますけれども、そこが実質的にこの事務的にはマニュアルの見直しについて事務的に今あたっているというところでございます。災害対策マニュアル、原子力災害対策マニュアルのほとんどは原子力安全・保安院が担っておりますのでさらに事務的には保安院の方でもその内容についてまずチェックをしてもらっているという状況でございます。

Q : そうすると保安院の方で各省庁が作成しているマニュアル等も収集して保安院とそれから先ほど言われた担当、危機管理担当者の方がチェックを始めているということによろしいでしょうか。

A : (保安院) 保安院でございます。今お話しにありましたマニュアルというのは原子力災害対策マニュアル、関係省庁会議で作ったマニュアルでございまして、もちろんこれにつきましては実質的にこれを担うのは保安院はかなりの部分がございますので、当然保安院の中では正にこのマニュアルをもとに情報共有などが図られておりますのでそのマニュアルの見直しというのは実務的には検討は開始をしているということでございますので、他省庁のマニュアルまで見直すような作業を行っておりません。

A : (園田政務官) ちょっと補足します。今は保安院の立場でおっしゃったわけでありまして、先ほど一番最初に申し上げたようにこの原子力災害対策マニュアルというのは官房長官補の所で、まず一元的に担っている。これは各省が集まっての検討省庁連絡会議というのがもたれるわけでありませ



れども、そのまだそこに至る前の事務的な作業ということで官房長官補のところでも今内容をチェックをしている。これは各省にまたがるものでございます。またがる大元のところでもございますがまずこの大元のマニュアルを見直し。そしてそこに関連するがごとく次のステップとしては当然大元のマニュアルが見直されるわけでもございますので各省、その辺にぶらさがってますから当然大元のマニュアルが見直されれば自動的にそれに合わせて各省も見直されるというそういう段取りになっていくということでございます。

Q：分かりました。官房長官補というのは具体的には個人名はどなたになるんですか。

A：（園田政務官）担当室の話してございまして、個人名ではございませんので内閣官房副長官補安全保障危機管理担当室という形になります。部屋のそのことをさす言葉であります。

Q：分かりました。そうするとそこにいずれいろいろなマニュアルが集まってきて、もちろん大元の問題があれば大元の問題もあるし個別のマニュアルにも問題もある可能性もあるのでそれも含めてチェックをする作業が開始を始めているという感じでいいのでしょうか。

A：（園田政務官）正しくその前提となるところのまず見直しをしなければいけないというところで、その大元のマニュアルをまず今チェックをしているというところでございます。

Q：分かりました。また進行状況等をお知らせいただければと思います。

A：（事務局）事務局でございましてけれども、先ほどのご質問の件でございまして私どもこの辺ちょっと精査が必要だろうかと思いますので、もう一度確認をしてご連絡をさせていただきたいと思っております。大変失礼しました。

Q：民放連 69 とおっしゃった。

A：（事務局）69 と申しました。さらに先ほど申しあげました地方新聞協会会員が 4 となっていて、これ多分 4 は有り得ないと思うんですいません確認をしてまたご説明させていただきたいと思っております。

Q：それは今日は難しいですか。

A：（保安院）すいません。ちょっと今日は難しいと思うので失礼します。

Q：分かりました。

○司会

質問のあるかた挙手をお願いします。この列の一番後ろの方。それから他に一回まだ今日当たってなくて質問のある方いらっしゃいますか。そちらの方どうぞ。

○共同通信 服部

Q：共同通信の服部です。東京電力の松本さんをお願いします。水素濃度の関連で注水量を減らす時期としましてはこの注水ラインから窒素封入を始めるまでということではよろしいのでしょうか。具体的にいつまでというのがありましたら教えてください。後先ほど温度目標 80℃というふうにおっしゃいましたでしょうか。これは1から3号機全てに関してそういうことなんでしょうか。

A：（東電）はい。まず二番目の温度目標からお話ししますと80℃に関しましては1から3号機まで共通の目標でございますが、1号機は既に40℃を下回っている状況でございますので、温度の上がり方としてはかなり遅いというふうに思っております。いつまでやるかというご質問でございますけれどもこちらは窒素封入を実際に始めてその効果を確認できましたら改めて注水量を元に戻して圧力容器を冷やすという操作に戻りたいというふうに思っております。したがって、始めたらすぐやめるというわけではございませんで、少し水素ガス濃度の挙動等をよく確認した上で操作をしたいというふうに思っております。それから先ほどNHKさんの質問で窒素の封入ライン、給水系と炉心スプレイ系と申し上げましたけれども、第二候補といたしまして圧力容器の上部のヘッドスプレイラインというのもございます。この絵に書いてございませぬけれども、ちょうど、圧力容器の一番真上の所に配管がございまして、上からこのドームの部分に直接封入するラインもございますので、そちらの方も候補の一つとしては考えております。このどちらかの方で、考えたいと思っておりますけれども、近い方という意味ではこのヘッドスプレイラインの方が、現在では有力な候補というこ

とで今考えています。ちょっと質問が途切れ切れになって申し訳ございませんでした。

Q：すいません。追加でちょっと、お尋ねしますけれど。80℃以上ということになりますと、以前温度計の誤差が20℃あるというので、80℃以下をキープしたいということだったと思うんですけれど。80℃以上今回目指すとなると、100℃上回る可能性もあって、冷温停止の判断に関わると思うんですけれど。その辺はいかがでしょうか。

A：（東電）はい。温度計の不確かさを考慮としますと、そういう結論になるかと思えますけれども。窒素封入が出来ましたら、再度注水量を増やしまして压力容器の温度は下げられるというふうに考えておりますので、冷温停止状態のいわゆる目標といいますか、達成に関しまして特に支障にはならないというふうには思っております。私どもといたしましては窒素ガスの封入にしろ、注水量の制御にしろ、压力容器の温度をコントロールできているという状況にあるというふうに思っております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

はい。次の方どうぞ。

○産経新聞 大矢

Q：産経新聞の大矢と申します。その压力容器に水素が出てる関連なんですけれども。この窒素が压力容器内に行き渡ってなくて、高い濃度の水素が存在する可能性がある。何かこれ根拠とか証拠とかは、どんなふうに考えてんですか。東京電力の松本さんをお願いします。

A：（東電）はい。まず根拠といたしましては、今回2号機の格納容器ガス管理システムで、この格納容器のガスを吸い始めた際にですね、当初は0.9、1%程度の水素ガスの濃度でございましたけれども。徐々に増えてきて、また減ってきたというような状況が確認されています。と、いたしますと、やはり水素ガスの濃い所があったんだろうというふうに考えています。溜まりやすい場所といたしましては、この压力容器・格納容器のヘッドの部分が行き場がございませんので、こういった部分に溜まりやすいというふうには思っております。これまでは、格納容器のこの黄色と青の境目にフラ

ンジという物がございまして、そこが今回事故時高温・高圧になった関係で、こういった所から気体が漏れやすい、あるいはマル3っていうふうに少しイメージ図等書きましたけれども、こういった貫通部のいわゆるシールの部分から、入れた窒素は格納容器の中をぐるっと回って押し出してるというふうに思っておりましたけれども。やはりこういった、押し出されにくい所がやはりあって、そういった所に格納容器の中に水素ガスが少し溜まり気味というような所があったということになります。したがって今回、強制的に窒素ガスを入れるのを少し流量を増やして、後格納容器のガス管理システムで強制的に吸い始めた結果、格納容器の中のガスの回りがよくなって、こういった上部に溜まっていたやつも吸えたのではないかというふうに考えています。そういった事から今回類推したような上部の所に、濃い水素ガスがあったのではないかというふうに推定いたしました。

Q : 濃い濃度が先ほど4%未満とおっしゃってましたけれども、一時期は2.9%までいって、圧力容器の体積と格納容器の体積比べると、かなり圧力容器の中の体積の方が濃くなってもいいのではという印象を持ったんですけれども。そこら辺の体積比が濃いのが薄くなって2.9%が出てるって、かなり濃いのが圧力容器の中にないとおかしいような気もするんですけども、その評価どうなってるんでしょうか。

A : (東電) はい。圧力容器の中は、逆に水蒸気が出ているという状況でございまして、こちらの方の割合が大きいというふうに思っております。緑色の図のマル3の下の所に水というふうにございますけれども、一旦ここで吸い取った格納容器のガスは、いわゆる冷却塔で水を絞りまして、乾いた状態で水素ガスを測りますので、その分、水素ガスの濃度は若干高めに指示する事になります。したがって、圧力容器の中は水蒸気がある程度満たされておりますので、濃度といたしましては、それ程格納容器側と変わらないというふうに見ております。

Q : すいません。後、この先ほども質問でてましたけれども、この80℃まで上げる事による悪影響みたいな物は、どう評価してるんでしょうか。

A : (東電) はい。悪影響といたしましては、特になかろうというふうに思っております。これまでも、冷却の過程でこの近辺、通過いたしましたので、そういった事では経験済みの温度領域になります。一方、水蒸気が増える

事によりまして、水蒸気の量が増えるということと、併せて水蒸気と伴って水素ガスも押し出されるっていう効果があると思っています。

Q：分かりました。ごめんなさい。保安院の森山さんにその温度を 80℃まで上げる事の評価はやっていくのか。それについて保安院の見解を教えてください。

A：（保安院）はい。温度と水蒸気ですね飽和蒸気圧等の関係で、80℃位まで上げればですね、相当程度の蒸気がこの中に充満する形になって、先ほど4%という議論がありましたけれども、4%というものは乾燥状態での下限値ですので、蒸気が多くなればですね、もっと多くても高くても水素が燃焼する事はないと考えております。したがってその、80℃位というのは一つ妥当なラインであろうと思います。なお、冷温停止の関係も少しご質問があるんだらうと思いますけども、これはもともと保安院として、意見聴取会などでもですね、温度計の精度についてはもう少しあるのではないかとといった議論ですとか、この水素についてもですね、しっかりと評価をするということで考えておりますので、その中でいずれにしても今後のその安定的な冷却ということにつきましては、評価をしていくということになります。以上でございます。

Q：ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。そちらの方、それから後ろの方、後ろのそちらの方。

○朝日新聞 坪谷

Q：朝日新聞の坪谷ですが、今の件でちょっと確認したいんですけど。まず1点目が、窒素がちゃんと入った水素がページされたっていう確認をしてみると言ってますけど、どうやってまず確認をするんでしょうか。

A：（東電）はい。まず引き続き2号機に関しましては、今後も継続的にこのガス管理システムの所で、水素ガスの濃度を連続的に測っておりますので、まず温度が上がっていく状況の中で、水素ガスがどういう挙動を示すのかっというと、もう一つは実際に窒素ガスを入れ始めた後どういった水素ガスの挙動示すのかっというような所を、連続的に監視していきたいという

ふうに思っております。ただ、1号機と3号機に関しましては、このガス管理システムまだ付いておりませんので、2号機の挙動から見て評価を行うということになります。

Q : 後、そもそもなんですけれども。もともと圧力容器内に水素が発生してるということは当然、東電も分かっていた事だと思わすけれども。爆発の恐れは無いということであれば、別に何も窒素を入れなくてもいいのかなとも思わすけれども。なぜ今の時期に、改めてその圧力容器内にその窒素を入れて、水素をパージするような事を、今になってするのか。ちょっとその理由を教えてください。

A : (東電) はい。私どもも水素爆発のリスクに関しましては十分低減しているというふうには考えておりますので。そういう意味では、何か急にこのシステムといいますか、窒素ガスを入れないと危険な状態になっているということを認識している訳ではございません。これまで格納容器の中、圧力容器の中、どんどん冷えておまして、その状況を観察している事と、もう一つはこういった2号機では格納容器ガス管理システムが付いて、内部の様子により分るようになったということから、改めて評価をいたしますとやはり水素ガスの濃度が高い所があると、そういう意味であれば、やはり直接圧力容器の中に窒素ガスを封入した方がいいだろうという話が、今回結論としてはまとまった訳でございます。ただ、その間やはりそういうふうに決めましても、一週間程度工事に時間がかかりますので、この一週間何もしないというよりは、できるのであれば注水量をコントロールして、圧力容器の温度を上げる事でよりリスクが低減できるというふうに思っております。したがって、何か爆発ですとか燃焼と言ったような事が起こるといような事を考えている訳ではなくて。当然、より小さいリスクにするためにはどうした方がいいかっていような事を考えた次第です。特に、爆発なんていう話になりますと、当然1号機、2号機、3号機の現場で働いている作業員の方もいらっしゃいますので、そういった意味で私どもとしては十分リスクとしては小さいというふうに考えています。

Q : 1週間程度掛かるというのは、今日から大体1週間分ぐらいかけると窒素が入られるようになると、そういう理解でよろしいですか。

A : (東電) はい、そうです。

Q : もう既に機器等の手配をしていて、到着次第工事をすれば 1 週間で窒素が入れられる状況になる。

A : (東電) はい、そういうことで今考えています。

Q : ある程度評価して、窒素がかなり入って水素がパージできているという状況がわかればまた新たに水を増やして水蒸気の量を下げると。

A : (東電) はい、当然水素ガスの濃度が私どもが予想したとおりに動いているということになりますと、この運用は正しかったということになりますので、そういう意味では窒素ガスを封入した後状況が確認できれば改めて注水量を元に戻して、圧力容器の温度を下げていくということになろうと思います。

Q : 濃度は格納容器と同じぐらいの濃度と先ほどおっしゃいまして、その程度と考えるとっしゃいますか。

A : (東電) はい、考えておりますが、若干窒素が支配的な格納容器と、水蒸気が支配的な圧力容器という差はあると思っております。

Q : じゃあ 1 号機から 3 号機とも 1%程度と。

A : (東電) 1%程度、それから多く上部に溜まっていたとしても 4%を下回っているというふうに考えています。

Q : 分かりました。

○司会 次の方どうぞ。

○フリー 伊藤

Q : フリーの伊藤と申します。内閣府大臣政務官にお願いします。前回の質疑で聞いていてちょっと分からなかったところがあるので教えてください。過去の内部被ばくの推定のところで分からなかったのを教えてください。前回は国の検討課題ということだったんですけども、それは自治体がそれぞれに計測して対応するということを妨げないというのが地方自治の本旨というご趣旨だったのでしょか。例えば、福岡県二本松市が発行

している二本松市における内部被ばく量調査報告書では、放医研のソフトウェア、個人モニタリングの計測値から摂取量と預託実効線量を計算するソフトウェアがあって、それで内部被ばくと外部被ばくの和を考慮するというような内容なんですけれども、そういうプログラムは放医研にもあって、後アメリカやイギリスにもあるので、自治体がそれぞれ対応できるということなのかなと思ったんですけれども、もしご存知なければ厚労省と文科省に簡単に聞いていただいて、もう少し具体的で正確な内容のご答弁をお願いできたらなと思いました。以上です。

A : (園田政務官) 前回だったでしょうかね、ちょっと私がお答えをしたのは、あれはホールボディカウンタを含めての今の国としての対応をお伝えをさせていただいたということでございました。したがって、今私どもで2次補正それから3次補正も今般とおりましたけれども、2次補正については782億円、福島県に対しまして。先ほど福島県の二本松市でよろしいですよ、ごめんなさい、ちょっと私が聞き間違えたかもしれませんので、福島県の二本松市。

Q : 前回の質疑は私が質問したんじゃないんですけれど、聞いてて。

A : (園田政務官) 分かりました。それで、今782億円を基金として福島県に対してこの県民の健康調査という形で基金を作らせていただいたと、その原資は国からお渡しをさせていただいたという状況がございました。後は今福島県が中心となって各自治体ともご相談をしながら進めていただいているというふうに理解をいたしております。当然その間においては私どもに技術的な問い合わせですとか、あるいは機器の調達も含めていろいろご相談はいただいているというのは聞いておりますので、そういったことの当然ながらお手伝いはさせていただいているつもりでございますし、また放医研を通じていろんな相談をさせていただいているというふうには理解をいたしております。したがって、当然ながら各自治体が取り組むことに関して私どもが何か口を出すということではないということでお伝えをさせていただいたと思っています。

Q : ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。そちらの方、それから1巡目でまだ質問



のある方いらっしゃいますか、後ろのそちらの方。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。保安院の森山さんに伺いたいんですけど、西山さんの福島に行かれたのは非常に異例でもあるし、非常に面白い人事だと思ってるんですが、西山さんが行かれたのには自ら手を挙げたんじゃないかという人がいるんですけど、そういう事実がありますでしょうか。それから2点目は西山さん1人で併任で行かれることになるのか、併任ってことは環境大臣の辞令を受けるわけですけど、西山さん局長クラスですから、当然何人かの方が同時に発令を受けてるのかどうか伺いたいと。3点目は来年4月に福島環境再生事務所ですか、まだ正式な名称かどうか私分かりませんが、そのナンバー2とかそういうような形で、その折りには通産省からどうなんでしょうか、数十人の出向とか併任と言うんでしょうか、そういう形で然るべき仕事をされるというようなことなんでしょうか。まだ決まってないんだと思うんですけど、やはり非常に汚名払拭のチャンスだろうし、良い人事だと思ってるんですけど、どういう形で西山さんを今回やられたのか、少しご紹介いただけたらと思うんですけど。

A：（保安院）保安院でございますけども、今回の人事につきましては保安院としては承知しておりませんので、また人事についてお答えをする立場にないと考えております。また私が把握している範囲では、他に今回発令された者がいるとは承知しておりません。なお先日も申し上げましたように、現在保安院と言いますか、職員も被災者生活支援チームという形で除染の関係の仕事も含めて取り組んでおりますけども、今後どういう形で派遣されるのかどうかということまでは私は承知しておりません。以上でございます。

Q：経産省から環境省への併任された方というのはこの間西山さん以外にどなたかこれまでもいないという、要するに1人で行くということなんでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますが、西山と同時に発令されたというのはちょっと記憶にはございませんけども、これまでどういう何と言いますか、派遣があったかどうかはそこは承知しておりません。

Q：園田さんはこの件は全然ご存知ないんでしょうか。いわゆる私は別にマイ

ナスなことを伺いたいんじゃないんですけど、それだけのキャリアの方をあえて持ってくわけですから、局長級の方を福島にわざわざ持ってって、1人で仕事ができるなんて普通は思わないわけですよ。だから何がしかやっぱりミッションが持っていかれると、それでいいと思うんですけど、もしも少し紹介していただけるなら紹介して欲しいんですけどね。

A : (園田政務官) ちょっと今私の手元に持っている資料だけでちょっとご説明だけさせていただきます。ご案内のとおり今福島の除染推進チームがございます。これは今 30 人程度でございますけれども、これを発展的に除染の専門的な人間をここに配置を更に増強をするということで、これは環境大臣たる細野大臣のリーダーシップで始まったことだというふうに私も承知をいたしております。来年の 1 月 1 日からご案内のとおり汚染対策の特措法がスタートいたしますので、それに合わせて今要求ベースでありますけれども、当初は 60 人を少し超えるぐらいまで要求で今お願いをしているところでございまして、最終的にはこの福島環境再生事務所としては、これは大臣も確か予算委員会などでもお答えをしていたと思うんですけども、200 人を超える体制で各所に今お願いをしているところであるということは聞いております。そのうち、経済産業省から保安院から何人になるのか、ちょっとその辺は私も詳細までは承知をいたしておりませんが、来年にはそういった体制でこの本格的な除染をしっかりと取り仕切っていくという体制が現地で作れるものではないかというふうに私も期待をいたしております。

○司会 次の方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q : よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です、園田さんに質問です、よろしくお願ひします。今日の報道で福島県知事が 18 才以下の県民の医療費無償化を首相に対して要請しまして、これに対して首相が検討を指示するという答えをした、そのように報道されています。健康被害が生じることが前提でなければ無償化する必要がないかと思ひますので、政府側で何らかの健康被害の想定を行っているのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

A : (園田政務官) はい、ちょっと私も申し訳ございませぬ。ちょっとその状況は承知をいたしておりませぬでしたので、こういった形で佐藤知事がです

ね、総理に対して要求をされたのかというのは確認をしておきたいと思います。その上でありますけれども、それはちょっと置いておきますけれども、今、政府内です、何か影響があるということを検討しているのではないかというご指摘、ご質問でありましたけれども、決してそういうことではなくて当然ながらですね、私どもは健康医療の分野に関しましてはやはり福島県民の皆さん方の大変なご心配があるだろうということはずっと受け止めておりましたし、そういう声があったというのは私も承知をいたしておりますので、だからこそでありますけれども、先ほど申し上げたように健康調査というものをしっかりと今後やっていただきたいと、やっていくべくその財源としてですね、しっかりと付けるといいますか、確保させていただいたというのが今般の二次補正及び今後の福島県、除染も含めてでありますけれども、三次補正においてはそういった体制も付けているという状況でございます。

Q：健康被害の想定がなければ無償化をわざわざする必要がないことだと思いますし、もし仮に健康被害が起こらないという前提であれば福島県民だけ不安を取り除く、あるいは安心のためという理由で無償化する根拠が正直分かりません。これは政府内で首相がどういった意図で回答しているのか文書、あるいは健康被害に関する想定を何らかをお持ちなのかどうか確認した上で改めてご回答いただけませんかでしょうか。

A：（園田政務官）はい。かしこまりました。確認をしておきたいと思います。

Q：よろしく申し上げます。

○司会 質問のある方。まだ今日当たっていらっしゃる方でいらっしゃいますか。じゃあ、そちらの方。

○ジャーナリスト 今井

Q：ジャーナリストの今井と申します。東電の松本さんにお伺いたします。遮水壁に関してなんですけれども、遮水壁を作る目的というのはどういったものがあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

A：（東電）はい。私どもといたしましては、発電所の1から4号機の海側に遮水壁を設置する計画で今、工事を進めておりますけれども、この設置する目的といたしましては現在タービン建屋、原子炉建屋に高濃度汚染水が確

保、滞留しておりますけれども、そちらに関しましては最悪地下水に漏出して環境を汚染するという可能性がございます。したがって、地下水に漏れこんできて海水中に流れ込むところできちんと遮水壁でシャットアウトして海洋中に漏れ出ていかないようにするために設置するものになります。

Q：現状は松本さん会見で何度もおっしゃっておりますが、取水口の検査の結果等からは、今、現状は海洋への汚染はないという判断でいらっしゃるんですか。

A：（東電）はい。現在の取水口でのサンプリングの結果は以前漏出がありました影響で他の外洋に比べますと放射性物質の濃度は高い状況が続いておりますけれども、この濃度がある一定の範囲に収まっておりますので、高濃度汚染水が現時点でも漏えいしているということはないと考えております。

Q：東京電力さんからいただいた陸側の遮水壁は今、現状では設置しないという文章では、海洋汚染の拡大防止ということが遮水壁の設置目的と書いてあったんですけれども、これは現状としては海洋汚染は私はこの文章からは今、現状海洋汚染はあるんだけれども、その拡大防止のために遮水壁を作るというふうに読めたんですけれども、そういう意味ではないということでしょうか。

A：（東電）はい。今後ですね、高濃度の汚染水が地中を伝わって海洋中に出てくるということを防止するために拡大防止という言葉で表現したものでございますので、現在海洋汚染が続いているという状況を示したものではありません。

Q：福島県の人々の土地とか、長年に渡って非常に大事なことだと思いますので、遮水壁の設置の情報をもう少し詳細にスケジュール感とか、もう少しいろんな方が興味あると思いますので、もう少し詳細な情報を出していただくことってというのはできないでしょうか。

A：（東電）はい。遮水壁の工期そのものは約2年というふうに考えておりますので、現在は実際の杭打ち用のボーリングをしている段階でございます。こちらに関しましては適宜こういった工事の状況にあるかについては皆さまにお伝えできればというふうに思っております。

Q : 分かりました。よろしく願いたします。

○司会 まず、そちらの方。それから一巡目で質問のある方、いらっしゃいますか、他に。では二巡目の方もこれからお受けします。質問のある方、じゃあこの真ん中の列の後ろの方、今どうぞ。

○読売新聞 中島

Q : 読売新聞の中島です。東電の松本さんに水素の話で追加でお聞きしたいのですが。温度を上げて蒸気を出すということは分かるのですが、この見通しについてちょっとお伺いしたいのですが。例えば今日の11時時点で1号機だと40℃なわけですが、これを80℃に持っていくにはどの位注水量を減らせばどの位の日数で80℃に達するのか。2号機、3号機はどうなのか。それから、その温度を計る場所、今、給水ノズル温度と圧力容器下部温度と出してもらっても、他にも計っているところあったと思いますが、どこの計測点で80℃を確認するのか。その二つと。後もう1個ちょっと関連で、水素が格納容器のヘッドのフランジから出ていたのがガス管理システムを付けることによって止まったということですが、これ事故後フランジの部分からずっと漏れ続けていたという判断をされているのでしょうか。以上、願いたします。

A : (東電) はい。まず温度の上がり方でございますけれども、ちょっとこれ数字は確認させてください。いつ頃到達するかっていうご質問ですから、多分毎時何℃位上がるというふうに見込んでいるかという状況だと思いますので、ちょっと確認させてください。それから、測定をする判断に関しましては、現在では圧力容器の下部の温度で今考えています。ご指摘のとおり1号機が40℃、2号機が68、3号機が67という程度でございますので、少しその地点を目標に見ておけば、その上に乗っております水から蒸発量がかなり程度あるだろうというふうに見ています。それから、ヘッドのフランジのところでございますが、こちらは事故後漏れているというふうに理解しております。当然一番漏れたのは格納容器の圧力が事故後損傷燃料が発生して格納容器の圧力温度が300℃、それから8キロといったような状況まで上がった時が一番漏れていたというふうに思いますけれども、その際フランジの部分はリークタイトな状況からいわゆる漏れが発生し得る状況になっておりますので、その後は少しずつではありますけれども漏れて

いたのではないかというふうに思っています。ただ、3号機に関しましては、格納容器の圧力がほぼ大気圧と同程度でございますので、こちらに関しましては少し量としては少ないのではないかと考えています。その後、格納容器内に窒素ガス封入を1号機は4月から、2号機、3号機はその後行いましたので、その間窒素ガスの封入に伴いまして、封入後余分な窒素分がこういったフランジですとか、この左側の③の貫通部の弱いところから漏れているというふうに理解しております。

Q：なるほど、このヘッドのシール部というのは、一度開いたら温度、圧力が下がっても閉まるものではないのですね。

A：（東電）はい、自重が当然ございますので、いわゆる最大に漏れた時からみると冷えた状況でありますと、やはり隙間は縮むと思いますけれども、一度漏れたシールに関しましては、もう完全な状況でシールができることはならないというふうに思っています。

Q：温度のシミュレーションは、これは要望ですけど、いつものようにグラフで、いつ間後に何度下がるとか、注水量の減少分にもよるのかもしれませんが、何かグラフの形で出していただけるとありがたいのですが。

A：（東電）はい、ちょっとできるかどうかを含めて準備させていただきます。

○司会 はい、次の方どうぞ。

○記者 NPJ 日隅

Q：NPJの日隅ですけれども。今の、フランジの関係なんですけども、これはトップヘッドの部分以外も同じような脆弱性を持っている部分があるかと思うんですが。いわゆる全体の耐圧、耐熱性というものと、それからいわゆる脆弱部分の耐圧、耐熱性を、ちょっと再度教えていただければと思うんですが。それと、どういう個別、どのような部分がどうなのかということですね、ちょっと教えていただければと思うんですが、それが東電さんに対するものです。それから、先ほど言っていたいただいた内閣副官房長補の下にある組織の名称なんですけれども、ちょっと内閣官房の組織図を見ているんですけれども、見つからないものですから、もう一回ちょっと正確な名称を教えていただければと思うのですが。私が見ているページでは組織図

は内閣官房副長官補の下にいろんななんとか室というのがあるのですが、先ほど言われたようなものがないものですから、ちょっと確認をしていただけばというのが園田さんに対する質問で。三つ目は、原子力安全委員会なんです、低線量の被ばくについての安全委員会の考え方について、10月24日に改定をされていたようで、ちょっと私、今、気付いたのですが。ここでの改定内容というのは、※二つが付いている部分の内容ということでいいんでしょうか、それと後、※一つが付いているのですが、この※一つの部分というのが本文中にちょっと見当たらないようなんですが、その辺ちょっとご説明をいただければと思います、以上3点です。

A : (東電) はい、格納容器の最高使用圧力は1、2、3号機共通で0.427MPaでございます。0.427MPaこちら、ゲージ圧になりますので、絶対圧で申しあげますと、0.528Mpa absということになります。それから耐熱の方でございますが、こちらはいろんなシール材がございますけれども、大体約300°Cでシール性能が低下するというふうには現時点では想定しているといえますか、解析上は使っております。

Q : そうしますと、今回トップヘッドのフランジ部分なんですけども、他のシール部分も同じような状況になっている可能性があるということなんでしょうか。

A : (東電) はい、そうです。それで今回、この本日配布させていただいている資料で、いわゆるPC部分のバルクヘッドのところ、トップヘッドのところを書いたのは、一番上のところがございますので、水素ガスを理解する上では一番上のところを考えております。当然、これより下の部分にもハッチですとか貫通孔ありますので、そこから漏れるというふうには思いますけども、上に溜まりやすい水素ガスが最大、出る可能性があるとしたらこの部分で、それより上の黄色いところは溜まるというふうに見ております。

Q : 分かりました。

A : (園田政務官) すいません、内閣官房副長官補でございますが、今ちょっと探しておりますのでちょっとお待ちください。

A : (原安委) 原子力安全委員会ですけども、10月24日に直しましたのは、ご指摘のあったように星二つの脚注を付け加えたというところであります。

それで後ろの星一つについては、これは9月8日から付け加えているのですが、これは特に本文中のどこかについて、こういう脚注を付けたというのではなくて、これ全体について、こういうこともありますよというので付けています。この後ですね、これ出したのと同じか、その後だったかもしれませんが日隅さんから、いろんな放射線の生物影響の研究の方にもふれたらどうだというようなご意見もあったりして、今、そこらへんも入れて、ただ余り長くならないで、読み通せるような長さにするべく、改訂作業を進めてまして、そこではこういった脚注の付け方も、ちょっと一つ整合性をとるように、併せて見直してるところであります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは質問のある方、挙手をお願いいたします。そちらの方、それからこちらの方。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。よろしくお願ひいたします。園田さんに。先ほどの20キロ圏内の取材に関する確認なんですけれども、以前8月の段階で、福島県の南相馬と浪江町の出張所のある二本松市の方に、ちょっと問い合わせたところ、20キロ圏内の取材申し込みを問い合わせたところ、現地対策本部の方に問い合わせしてくれとあって、実際県庁に行って問い合わせたところ取材許可を出してないというふうに言われたんですけども、先ほどの園田政務官の説明によると、現地の事業者等ではなくても、各自治体長などに申請すれば通る可能性があるということなので、この申請はあくまでも各自治体の方に行えばよいのかという確認をお願いします、確認です。もう1点、先ほどの質問にもあったかと思うんですけど、東電さんの方に、松本さんにお伺いしたいんですけども、先ほど水素の確認において2号機のガス管理システムの結果から、1、3号機を推測するということでしたけど、原子炉の状態が事故によって、各号機異なる上に、方式というかそういうものも、構造も違うと思うんですけども、この辺に関して問題とか懸念はないのかということについてお聞かせください。以上です。

A：（園田政務官）一時立ち入りの申請の件でございますが、ちょっと申請のチャートは持っていないんですが、おっしゃるように、先ほども日隅さんのご質問にもお答えをいたしましたけれども、原対本部長名で出している条



件として市町村長、個別にですね、市町村長が許可をするという形になっておりますので、当然申請は、各自治体の市町村に出していただければ、公益を損なうことが見込まれるものの対象として、そこで現地対策本部長と調整の上、判断がなされるということですので、各市町村長にお申し出をいただければというふうに思います。

Q：ちょっと、今のことについて1点。8月の時点で申請書等は公益立ち入り、事業所ですね、と住民の方の一時立ち入りの2種類しかないというふうに言われたんですけど、これと別に申請をすればよいということでしょうかね。

A：（園田政務官） ちょっと個別の市町村長、実際の申請のフォーマット、私は見ておりませんので、ちょっとどういう形で出来るのかは、申しわけございませんが、各個別の市町村にお問い合わせをいただければと思います。

Q：はい、問い合わせてみます。

A：（東電） 格納容器、それから圧力容器の内部につきましては、1、2、3号機とも、ほぼ同じでございます。2号機3号機は同出力でございます、1号機は出力が小さい分、2号機に比べれば小型になりますけれども、中に置いてあります機材、機器類に関しましては同一でございますので、ほぼ2号機の状況から推定可能というふうに判断しています。

Q：それは今回の事故による損傷を考えると、同じように推定できるというふうに。

A：（東電） はい、そうです。

Q：根拠というか、懸念というのは全くないという感じですかね。

A：（東電） 推定する上では特に、炉内の損傷した燃料の状況は、それぞれの号機で違うと思いますけれども、その以外の部分につきましては、水素の発生量ですとか、格納容器の体積等に関しましては、ほぼ図面等でデータはありますので、そちらの方から推定可能だとうふうに思っています。

Q：分かりました、ありがとうございます。

○司会

次の方、どうぞ。

○NHK 花田

Q : NHK の花田と申します。東京電力の松本さんに水素の関係で 2 点伺わせて下さい。まず、2 号機の数字見て、濃度見て判断すると言うお話あったんですけど、今 0.6%だったと思うんですが、今 1 回こう言った操作を行うと、また何%かまで上がって下がって行くような挙動というのを予想されているのか、そうだとしたらどの程度の濃度まで下がったら窒素封入というのをやめようと考えているのかというのを 1 点目伺わせて下さい。後もう 1 点が、今も放射線分解の方で圧力容器内で水素発生しているという事もあると思うんですけど、定期的にこのような操作と言うのを繰り返し行っていく予定なのかというのを伺わせて下さい。

A : (東電) まず、最初のご質問でございますけれども、水素ガスの濃度に関しましては実際に窒素封入、あるいは温度を上げ始めて水素ガスの濃度が増えてくれば、当然私どもの予想したとおりと言うふうになると思いますし、逆に動きが無いということであれば、既にこれまでやってきた窒素ガスの封入と格納容器ガス管理システムの吸出しで水素ガスはもう低減出来ているということになります。したがって値がどこまで上がるか下がるかと言う予想よりも、まずは濃度の上がり下がり動きを見てみたいと言うふうに思っています。それから、もう一つの後半のご質問でございますが、水素は水の放射線分解で継続的に発生いたしますので、圧力容器の窒素の封入に関しましては当面の間はずっと継続して実施する予定でございます。

Q : そうすると一週間後からやり始めてずっと継続するということなんですか。

A : (東電) はい、間欠運転という訳ではなくて、継続して窒素を入れ続けて、圧力容器の上部に水素ガスが過大に溜まらないようにするというような対応を取りたいと思っています。

Q : そうすると流量を戻すというのは窒素を入れながら途中で戻すということですか。

A : (東電) 水の流量に関しましては窒素を入れながら元に戻すということで冷却出来るというふうに思っています。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。

A：（園田政務官）ちょっと良いですか、補足で、すいません。先ほどの日隅さんのご質問にお答えをします。内閣官房副長官補で、これは担当が決まっております、（安全保障危機管理担当）と言う形になります。この部屋につきましてはですね、安全保障上言わばセキュリティの問題もありますので、これ以上の情報につきましては公表はしていないということでございます。繰り返します。内閣官房副官補カッコ安全保障危機管理担当カッコ閉じる。以上でございます。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。それではこの列の一番後ろの方、それからそちらの方の真ん中の列の一番後ろの方、それから前の方いらっしゃいましたか。今いらっしゃいませんか、それでは今の2名の方。

○回答する記者団 佐藤

Q：私先でよろしいでしょうか。

○司会

そちら先で良いです。

Q：回答する記者団の佐藤です。よろしく申し上げます。東京電力と保安院にお聞かせ下さい。先日の報道で損害保険会社が福島第一の保険を更新しないという報道がありましたけれども、なぜ、現状で保険が必要なのかどうか東京電力からお答え頂けませんでしょうか。それで原子力賠償法6条の電力事業者は、原子力事業者は原子力損害を賠償するための措置を講じていなければならない。原子炉の運転等をしてはならないというふうにあるんですけれども、保険を更新するお考えがあるということのようですので、福島第一を運転継続するお考えということなんでしょうか。この辺りご説明頂ければと思います。それと保安院に福島第一の現状で保険の更新が必要だとする時に原子炉の運転等をしてはならないの等というのがどこに掛かるのかお答え頂けませんでしょうか。お願いします。

A : (東電) これはご質問にあったとおりこの損害賠償法でいわゆる、原子力災害賠償責任保険の加入が義務付けられておりますので保険に入る必要がございます。原子炉の運転等ということになりますけれども、こちらは停止中でも保険、この法律上は入っている事が義務付けられておりますので、1から4号機がああいった状況になりますけれども保険は必要な状態になります。

Q : ありがとうございます。保安院からもお聞かせ頂けませんでしょうか。

A : (保安院) 原賠法の解釈でございますので、文科省の方からが適切かと思えますので。

Q : なぜ、文科省。

A : (保安院) これ原子力損害賠償法の解釈ですので

Q : 分かりました、お願いします。

A : (文科省) 文部科学省でございます。個別の解釈についてより正確な点については、担当の部署にご確認頂ければと思えますけれども。一般に運転等と言うのは現に発電している状態以外にですね、例えばそれに付随する発電所構内における使用済燃料の管理ですとか、あるいは廃棄物の扱い運搬、それから原子炉の運転を止めてですね。いろいろな過程も含めて運転等というふうに解するのだと、私の記憶する範囲ではそういうようなことだったと思えます。

Q : 分かりました。簡単に1点だけ言えば使用済燃料がそこにあるから、それが等に掛かると言う訳で良いですね。

A : (文科省) そういうことも含まれると思えます。はい。

Q : 分かりました。ありがとうございました。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJと吉本興業のおしどりで。よろしく申し上げます。前回の会見の質疑の時に園田政務官が過去の内部被ばくの検討課題は、現在上がっていないという点についてお聞き致します。助言機関である安全委員会として私はあの後、各専門家やいろいろな所に聞いたのですが、現在、放医研、そして福島県庁、そして福島県の検討委員会、そして被災者生活支援チームの医療班等でも過去の内部被ばくが一切検討されていない、そして、これから園田政務官のお答えのとおり検討課題に挙がっていないという点について安全委員会としてどうお考えであるかお聞かせ頂ければと思います。そして、第116回放射線審議会があったのですが、文科省にお聞きします。福島由来のセシウムは134と137、半減期2年と30年の物がほぼ1対1で出ておりますので、大体何もしなくても物理学的半減期により2年後には40パーから60パー減衰するだろうと言われておりますが、前回の審議会で確か山本委員だったと思いますが、除染をしても元々物理学的半減期での減衰のパーセンテージしか落ちないのならばなぜ除線をするのかという質問が挙がりました。しかし、審議会の中で説明者側の回答が聞き取れず、そして、聞いた所によりますと、この配られた資料をお読みになっただけでしたので回答として少し不十分な物でありました。ですので、この点の質問は福島の住民の方々も大変疑問に思っておられますので、大体、文科省としてセシウム134、137が1対1で出ている福島は2年後元々何もしなくても減衰をするのか、そして、除線をしてどれ位まで減らすのかご回答を頂けたらと思います。よろしく申し上げます。

A : (原安委) 原子力安全委員会ですけども、最初の点ですけども、我々としてはどこの機関がやるんでも良いですが、何らかの形では行われる必要があると思っております。国連のUNSCEARからも、その辺の情報は求められている所です。ただ、初期のモニタリングデータが少ないとか、不確かさは非常に大きいと思えますから、そういう状況の中で、不確かさはどれ位だけでもどうだと言うような形でも良いですから、何らかの評価はどっかの機関で行って欲しいと思っております。

Q : ありがとうございます。では現在、どこの機関も行っておらず、政府としても検討課題に挙がっていないという点について、安全委員会としては何か助言されるおつもりは、これから今後あるのでしょうか。

A : (原安委) 政府の対策本部の医療班でもその点は気にされているということなので、何らかの対応はされるのではないかと期待しておりますけれども。後、我々の方でも UNSCEAR の対応をして行くために、専門家にはいろいろな情報なり何なりもとめているところです。

Q : 分かりました。ありがとうございます。では、これから過去の内部被ばくを評価する機関として現在どこもありませんので、これはやはり政府が何らかの指導をしないと動かないのか、若しくは今、既存の期間がどこか新たにこれを評価していくのか、これはどういった道筋が考えられるんでしょうか。すいません度々。よろしくお願いします。

A : (原安委) すいません、そこは、我々は技術的な助言機関ですので、どこの機関がどう行うのがいいか、それはやはり政府の対策本部で考えていただきたいと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。では、園田政務官よろしくお願いします。

A : (園田政務官) ちょっと先ほどのおしどりさまのご質問の中で、さも何か私が全く検討しないがごとくですね、ちょっとお話をされたのかなと受け止めましたけれども。前回は申し上げているわけでございますけれども、今現段階で俎上に上がっていないと、しかしながら私がその場でも申し上げたのは今後の検討課題の一つであることは認識をしているというふうに申し上げました。したがって、今のご質問につながる話でございますけれども、当然ながらですね、何らかの形で先ほど安全委員会さんからもお話がありましたように、当然ながら今後どういう形で検討できるかどうか。そしてどの機関でそれが行うのかということは今後の課題として、強く私も認識をいたしているところでございます。そのまだ結論が出ていないということでございますので、俎上に上がっていないというよりも、これから正しくそういうことも踏まえて検討をしていかななくてはならないだろうというふうに考えているところでございます。

Q : ありがとうございます。前回は申しましたが、私はほぼ毎月過去の内部被ばくについて聞いておりますが、毎月 17 日に出来るロードマップの進捗状況にも一切上がってきませんし、これから今後どれくらいのスケジュール感で上がってくるかということについてもお答えいただきません。です

ので、現在、前も言いましたが、冷温停止状態にあるのなら、少しの余裕も出てきていると思いますので、加藤審議官もおっしゃられましたが初期のモニタリング情報が少ない上、なおかつ過去の記憶も薄れ行く中で、一刻も早く検討課題に上げるべきだと思うのですが、どれくらいの期間でこれは検討されるのでしょうか。

A : (園田政務官) 今日この時点で明確なお答えは出来ませんが、当然ながらそれも今後一つ検討課題として上げていかなければいけないという認識は共有させていただいております。したがって、今余裕がっていうふうにおっしゃいましたけれども、まだステップ 2 が終了しているわけではございませんので、まず私の立場で申し上げれば、この炉の状況をしっかりと安定的なものにして行くということを確認的にしてもっていかなければいけないというのが、喫緊の課題であるということをご理解をいただければと思います。

Q : 分かりました。ではこのままだと年が開け、そして 1 年などどんどん時間が経ってしまいますが、すいません、大体の予測でいいですので、その検討課題に上がっているということでどういうイメージを抱いておられるのか。どこかの機関に指示するのか、若しくは何らか新しい部署を立ち上げるのか、過去の内部被ばくを政府として今後どのように対処されるおつもりなのか、大まかで結構ですでお聞かせいただければと思います。

A : (園田政務官) 当然それが先ほど申し上げましたように、それがまだ決まっていない状況でございますので、正しくこれからその認識と共にですね、どういう形で出来るのかということを検討をしていきたいと思っております。

Q : 分かりました。恐らく政府の方が指示をしなければ、関連の機関どこも手も足も出ないとおっしゃられますので、新たな指示が必要かと思われませんが、検討中ということで分かりました。数ヶ月以内、半年以内などのスケジュール感もないというお答えでしょうか。

A : (園田政務官) まだ、そういう状況には至っておりませんので、もう少しお時間をいただきたいと思いますと思っております。

Q : これは政府としての公式な見解ということでよろしいでしょうか。

A : (園田政務官) はい。公式な見解と言いますか、私もそういったご意見をいただいているところがございますので、その問題意識というものは共有している一人でございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

A : (文科省) 文部科学省です。22日の放射線審議会でのやり取りについては私自身承知していないわけですが、今後福島県における線量低減の見通しというご質問だったと思います。私が答えるのもあれですが、8月26日に原子力災害対策本部の方で除染に関する緊急実施基本方針というのを出しておりました、そこではこの2年後をめどに一般被ばく線量が50%減少した状態を実現するとされております。その50%の内訳ですけれども、放射性物質の物理的減衰、あるいは風雨など自然要因による減衰、ウェザリング効果というものによって2年間で約40%減少し、除染によってさらに10%を削減して、50%を達成するというのが全体の目標として掲げられておるところでございます。

Q : 分かりました。減衰ウェザリングで40%、除染で10%ということで、分かりました。この減衰でもともと50%低減するのではないかという専門家もいらっしゃいますが、すいません、もし良ければ、関係省庁として安全委員会の方もこの放射線審議会にご出席されていたので、安全委員会としても減衰ウェザリングで40%、除染で10%ということによろしいでしょうか。

A : (原安委) それについては、私たちはその話を聞いた時に助言を出しておりました、それは一つの予測であって、ちゃんとモニタリングを行って、予測の正しさを常に見直してというようにと助言しております。

Q : 分かりました。ありがとうございます。この8月26日に線量低減の見通しというのを出された所は、これは政府として、若しくは文科省としてどちらだったのでしょうか。すいません、伊藤さんよろしくお願ひします。

A : (文科省) 原子力災害対策本部ですので、文部科学省は一員ではございますけれども、直接の作業には加わらなかったと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。災害対策本部ということで。現在、



福島の方々が、自分たちが被ばくしながら除染をして、しかし放っておいても物理学的に減衰するので、余り自分たちが被ばくをしながら除染をしても、そんなに変わらないのではないかという声を飯館村、いわき、伊達市、南相馬などで聞きますが、これは園田政務官、減衰で 40%、本人たちが除染をしながら 10%というのは妥当だとお考えでしょうか。

A : (園田政務官) 政府全体として、このまず 50%を減衰で 40 とプラスアルファと言いますか、除染で 10%というところと、それから後子供に関してはですね、減衰と子供で合わせて 60%まで減衰をするという目標を掲げさせていただいたところがございます。したがって、少しでも早くそういったところが達成できるように私どもとしても当然ながらやっていかなければいけないというふうに考えておりますので。そういった意味ではこれから本格的な除染、警戒区域内とそれから計画的避難区域内において、その部分がありますので。地域住民の方避難されておられますので、被ばくはされないというふうには思いますけれども、当然業者であるとかそういった方々が入るときには当然被ばくが避けられるような措置を講じていくように、今気をつけるようにそういったマニュアルもですね、今、環境省さんの方で作っていただいているというふうには考えております。したがって、1 日でも早くそういった避難をされている方々がご自宅にお戻りいただけるような環境を私どもとしては、作り上げていくというのが、国の責任ではないかなというふうに考えます。

Q : ありがとうございます。この 40 たす 10 というのは、現在避難されている避難区域の方だけではなく、福島県全域、伊達市などでの説明会でもこの数字が良く挙げられているのですが。それは住民の方々が除染をされます。

A : (園田政務官) そういった方々に関しては、当然ながら警戒区域や計画的避難区域とは、また低い線量の部分でありますけれども、しかしながら被ばくには気をつけていただく必要がありますので、その方々に対しても、いわゆる避難警告と言いますか、無用な被ばくをしていただかないような注意喚起というものはさせていただいておりますし、そういったマニュアルも配布はさせていただいて、周知徹底をしているところだというふうに聞いております。

Q : 分かりました。では、避難区域、そして避難区域外、伊達市、いわき市などでも含めて、住民の方々の声なのですが、放っておいても 40%下がり、そ

して多大なるお金を突っ込んで除染をして、10%程度しか下がらないのなら、除染をしないという選択肢も与えて欲しいとおっしゃられるのですが、いかがでしょうか。

A : (園田政務官) 各市町村から、まだそういった除染をしないというお声というのは、ちょっとすいません私は聞いておりませんでしたので、そういう面では、本当にそういう実際皆さん。

Q : 各住民の方々の説明会では、多大に上がっております。

A : (園田政務官) そうですか。すいません、あの。

Q : 自治体の長は予算の関係で除染を推進しておられますが、例えば飯舘村など、8割が除染に反対であったりします。それは、多分、園田政務官の方にまでお耳に届いていないということだと思います。

A : (園田政務官) 少なくとも、自治体が除染を遂行されるということで、私どもとしては、財政的な支援と技術的な支援、そしてまた防護的な考え方をお示しし、説明をさせていただいて、自治体の方々にご納得いただいていると聞いています。もう少し、自治体の皆さまから聞く必要があるということであれば伺わせていただきます。いずれにしても、これは、自治体の皆さま方と住民の方々と、協働で行っていただくものなので、自治体が行わないというのであれば、私どもとしても受け止めないといけないのかもしれないかもしれません。

Q : ありがとうございます。すみません。私の質問の仕方が悪かったようで。自治体として一つの意見にまとめるのではなく、個々の住民の除染をしたい、したくない、避難をしたいという希望を聴いていただけないかということです。自治体として一つの意見に、10%、人力で除染して10%程度の効果しか出ないことに多大な予算をつぎ込み、我慢をしながら暮らさなければならぬという選択肢を強くないで欲しいということなのですがいかがでしょうか。自治体として意見をまとめないで欲しいということです。

A : (園田政務官) その辺は、現地の支援チーム、あるいは福島県とご相談させていただきながら、いろいろな可能性を私どもからご提示させていただきながら、それを選択されたということでございました。そういった声が自

治体を通じてどういう形で私どもに、機関の決定として、これは実施主体は自治体ですので、その自治体がどういうご判断をされるのかというのは、私どもとしてももう少しお聞かせいただければなということだと思えます。

Q：分かりました。結局自治体としての意見ということですね。自治体としての声しか聞かないということで、分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）いや、自治体の声しか聞かないと言うよりも、自治体が実施主体でございますので、その自治体が住民の皆さん方とお話をされるというのは、当然ながら住民の皆さん方の声を代弁して、自治体が本来ならば動くべきではないかということをお願いしたわけでございます。

Q：自治体に任せるということですね。自治体が100%の住民の方々の同意をつけることは、かなり不可能なことであり、今回の福島原発由来の放射線のこと、100%の同意をまとめるべきことではないと思うのですが、自治体の主体ということですね、分かりました。ありがとうございます。

#### ○司会

ここで東京電力から、今日の作業の状況について説明いたします。

#### <東京電力からの本日の作業状況説明について>

#### ○東京電力

作業の実績等について、ご連絡させていただきます。まず原子炉への注水ですけれども、本日午後5時、17時現在1号機は給水系から5.6 m<sup>3</sup>/h、2号機は給水系から2.8、炉心スプレイ系から7.2でございます。3号機は給水系から2.2、炉心スプレイ系から8.2でございますが、先ほどご説明させていただいたとおり、本日の19時頃を目途に注水量を減少させます。1号機に関しましては、0.5 m<sup>3</sup>/h 減といたしまして、注水量を5 m<sup>3</sup>/h。2号機は同じく1.5 m<sup>3</sup>/h 減しまして、8.5 m<sup>3</sup>/h となります。3号機は同じく1.5 m<sup>3</sup>/h 減といたしまして、9.0 m<sup>3</sup>/h という状況でございます。なお、2号機3号機は炉心スプレイ系からの方の注水量が多いため、炉心スプレイ系からの注水量を減らします。格納容器ガス、窒素ガスの封入の状況ですけれども、17時現在1号機の格納容器圧力は117.8 kPa、2号機は110 kPa、3号機101.6 kPa となります。2号機の格納容器ガス管理システム出口での水素ガス濃度は、17時現在0.6%となっております。なお、3号機の窒素ガスの封入量は14m<sup>3</sup>から28m<sup>3</sup>まで、これも19時ごろ目途を実施いたします。それから、

使用済燃料プールの循環冷却の状況ですけれども、17時現在1号機のプール水温は17.5℃、2号機19.6℃、3号機19.0℃、4号機27℃でございます。なお、4号機に関しては本日ヒドラジンを約2m<sup>3</sup>程注入いたしております。それから、集中廃棄物処理建屋の移送でございますが、2号機、3号機から集中廃棄物処理建屋への移送は継続中です。サイトバンカー建屋の移送は、本日17時05分にプロセス主建屋への移送を完了いたしております。建屋の水位です。プロセス主建屋の水位は、16時現在3,136ミリ。午前7時と比べますと、73ミリの上昇。雑固体廃棄物減容処理建屋は、2,695ミリ。午前7時と比べますと、2ミリの低下。サイトバンカー建屋はOPで4,286ミリ。午前7時と比べますと233ミリの低下になります。トレンチの水位です。16時現在1号機ダウンスケール中。2号機3,014ミリ。3号機3,291ミリとなっております。2号機は午前7時と比べますと8ミリ低下。3号機は変化なしとなります。タービン建屋の水位です。16時現在1号機は3,854ミリ、2号機3,020ミリ、3号機3,060ミリ、4号機3,071ミリです。午前7時と比べますと、1号機は13ミリ上昇、2号機14ミリ低下、3号機8ミリ低下、4号機5ミリ上昇です。原子炉建屋地下1階の水位です。16時現在1号機は4,223ミリ、2号機3,139ミリ、3号機3,273ミリ、4号機3,066ミリです。午前7時と比べますと、1号機は7ミリ低下、2号機5ミリ低下、3号機6ミリ低下、4号機14ミリ低下です。それから、作業の状況ですけれども、6号機の使用済燃料プールの冷却が、補機冷却海水ポンプの不調によりできてなかった件でございますけれども、補機冷却海水ポンプ自身に異常はございませんでした。その代わりに遮断器、いわゆる電源を入り切りする装置を、予備品と交換いたしまして、当該ポンプの起動操作を行ったところ、起動ができたということで、16時19分から使用済燃料プールの冷却は再開いたしております。これに伴いまして、原子炉側に関しましては、残留熱除去系によります冷却を再開いたしました。こちらは16時45分ということになります。今後は、取り替えた遮断器、電源を入り切りする装置でございますけれども、そちらの点検をまいります。水処理装置の運転の状況ですけれども、セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置の運転状況に変化はございません。淡水化の装置でございますけれども、RO膜、それから蒸発濃縮式によります運転を継続いたしております。累積淡水生成量ですけれども、RO膜式の方が本日12時の時点で、70,460トン。それから、蒸発濃縮式の累積生成量は、本日12時の時点で9,140トンとなっております。ヴェッセルの交換実績はキュリオン側でHヴェッセル2塔の交換を行っております。明日はヴェッセルの交換は予定はございません。東京電力からは以上でございます。

<質疑応答継続>

○司会

質疑を続けます。質問のある方は挙手をお願いいたします。それでは、この列の後ろの方、それからそちらの端の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども、園田政務官に以前スクリーニングのカウント数をお伺いして10,000というお答えがあったのですが、すいませんよく考えるとその時の松本さんのお話しと合わせると10,000という数字だけでは放射能の濃度を含めてよく分からないということなので実際に何を基準にしていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。それから同じく園田政務官に、以前現地説明会の回数というのを少しお伺い教えていただいたんですけどもその時に現地で配布している資料等というのをこちらでも見せていただけないかというお願いをしていたと思うんですが、これはその後どうなりましたでしょうか。それから東京電力の松本さんにすいません。先ほどのダストの分析結果なんですけど保安院のホームページに出ているということなんですけどこれは保安院のホームページのどの辺に出ているのか教えていただけますでしょうか。今探しているんですが見つからないものでお願いいたします。それから保安院の森山さんにこれ確認でちょっと結構なんですけども11日から15日までの間に保安院で会見の回数それぞれ毎日何回やっていたかというのをもし分かれば、今日でなくて結構なのでこれはご確認いただければと思うんですが。11日から12日にかけて中村審議官が16回やったというのはお伺いしてるんですが、その後15日くらいまでの間で結構な回数をお答えしていただければと思います。以上です。

A：（園田政務官）すいません。ちょっとスクリーニングの13,000の件でございますよね。ちょっと東京電力からお答え、違います。

Q：そうです。13,000ですね、そうですね。

A：（園田政務官）それについては東京電力から後でお答えをしてもらいたいと思います。

Q：東京電力からというのはなぜでしょうか。東京電力が現地でやっているからということですか。

A : (園田政務官) そうですね。すみません 2 点目がちょっと聞き取れてなかったものですから、2 点目はなんですか。

Q : 先日の現地説明会。回数であるとか場所を少し幾つか教えていただいたんですけども、要するに現地でどういう説明をしてどういう資料を配布しているのか、それを。

A : (園田政務官) すみません。ちょっとそれまだ私のところに来ていませんのでまた確認をしておきたいと思います。

Q : これは 1 ヶ月以上前にお伺いしていることなんですが、いつ頃来ますかね資料は。というか資料あるんですか本当に。

A : (園田政務官) すみません。あると思いますけれども当然それを持って住民の皆さま方には説明をしておりますので、ちょっとすみません確認をしておきますので。

Q : 併せて過去のものではなくて現在まで続けてらっしゃると思うので最新のもの、それから最新のそういう住民説明会で何を説明しているのか。多分マニュアルのようなものがきちんと出来ていると思いますので、その内容もし可能であればマニュアルそのものを配布いただけるとどういう形で現地で説明されているのかというのが非常に我々にも分かりやすくなりますのでお願い出来ますでしょうか。

A : (園田政務官) はい、一度そういったものもあるのかどうかも含めて確認をしておきます。

Q : すぐ分かると思いますので出来れば早めをお願いします。

A : (東電) 東京電力からお答えさせていただきますが、まず車両のサーベイですけれども 13,000cpm でサーベイの基準が今運用されております。こちらに関しましては計数率 cpm から表面汚染密度 Bq/cm<sup>2</sup> の換算については、測定器の違いですとか測定条件によって異なりますけれども、およそ 10,000 から 13,000cpm が表面汚染密度といたしましてはおおむね 40Bq/cm<sup>2</sup> に該当するというような状況でございます。それからダストの状況でございますがちょっ

と説明が不足していて申し訳ありません。保安院さんの方で公表しているのは、通報連絡用紙を以前私どもがその都度保安院さんの方に通知しておりますのを保安院さんの方がまとめて公表した資料の中に含まれております。ものといましては第 15 条の 17 報という資料の中にダストの分析結果が載っております。ダストの分析結果 3 月 12 日の 6 時 20 分と 5 時 50 分に測定したのが最初でございまして、その後に関しましては 3 月 25 日に公表、これは私どもから公表している 3 月 25 日に公表させていただいている 3 月 19 日、20 日、21 日のダストのサンプリング結果となります。したがって 3 月 19 日以前のダストの濃度とおっしゃいましたらこの一回ということになります。なお、この一回がなぜ公表しなかったのかというようなことにつきましては、もう一度確認いたしますけれども非常に混乱した状況の中で空間線量率を中心に公表したのではないかとこのように考えております。

Q：ありがとうございます。すいませんそうすると 13 から 18 までの間にダストサンプリングされてないのはこれは確認をもうされたんですか。

A：（東電）はいそうです。こちらに関しましてはダストのサンプリングはその都度フィルタを濾しましてバックグラウンドの低い箇所、今回の場合ですと 2F に持って行って測定するという非常に手間が掛かる測定でございまして最初の被災時の一週間程度はこういった作業はなかなか出来にくかったのではないかと考えております。

Q：サンプル自体も取っていなかったんでしょうか。分析までいかなくても。

A：（東電）サンプルを取りましたら基本的に分析いたしますので、サンプルだけが残っているということはないと思いますが念のため確認はしてみます。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

はい次の方どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグの小嶋です。東京電力松本さんにお伺いしたいと思います。先週の報道なんですけれども、日本原子力研究開発機構の元研究者で社会技術システム安全研究所の田辺文也所長が実験をまとめた調査で福島原発 2 号

機揺れで損傷したという見方を示しておられますけれども、この点について東電の見解としては地震による損傷があったのかなかったのか現時点での見解をお聞かせください。もう1点先週15日に記者会見された科学技術振興機構前理事長の北澤宏一さんらが委員長となる福島原発事故独立検証委員会という民間の事故調が発足しまして、東電さんが現時点で聴取を断っていると。経産大臣の海江田万里さんも聴取に応じているということですが、東電さんが断っているということなんですけれども、この事実の確認と断っている理由について教えていただきたいです。すいませんもう1点あるんですけども、こちら保安院さんなんですけれども原子炉メーカー東芝などが例の黒塗りの手順書に関して東電さんに続いて、東電の要求以上に東電要求範囲を越えて黒塗りを要求した東芝と日立ニュークリアエナジー 2社についてこの件について保安院さんとしてはどういう見解というかどういう形でこの後進めるのかという点について教えてください。以上です。

A：（東電）はい。2号機に関しましてはこれまで何回かご説明させていただいたとおり、地震が発災してから津波が押し寄せてくるまでの記録が残っている期間についてはプラントのパラメータ、それから運転員の記録等を見ましても格納容器内で漏えいが発生しているですとか何かそういった兆候を示すデータは得られておりません。したがって私どもといたしましては2号機が1号機3号機もそうですけれども地震で何か安全上重要な設備が損傷したというようなことは今のところ事実としては確認できていないという状況でございます。2号機の15日の早朝に大きな爆発音がしたということが最初私どもも報告しておりましたけども。最終的には4号機が建屋の爆発があった際に、発生した音であるというふうに現時点では考えております。それから、一部新聞報道でございました、独立検証委員会でございますが、こちらに関しましても私どもとしては、出来る範囲の協力はさせていただいているつもりでございますが、その政府事故調との関係もございまして、何か事故の当事者に関するインタビューをしたいということに関しましては、今のところお断りしている段階でございます。

Q：すいません。今の点について、政府事故調との関係ってのは具体的にどうということかということと、現時点どういった協力をしている。聴取以外で協力ということなんでしょうけど、どういった協力をしているかという点と。もう1点先ほどの件に関して、先ほどの田辺文也所長らがまとめた解析結果については、把握しているのかどうかについてお聞かせ下さい。



A : (東電) はい。政府事故調の方でも様々な形で調査が行われている状況でございます。関係者へのヒアリング等も行なわれているというふうに聞いておりますので、そういった所がまず優先して対応させていただいております。なお、私どもといたしましても、事故の経緯ですとか、これまで私どもが公表している資料のご説明等に関しましては、先方の求めに応じてやっているといったような状況になります。それから田辺先生の資料でございますが、こちら報道としては承知しておりますけれども、レポートそのものの確認はしておりません。

Q : 確認する予定はございますでしょうか。

A : (東電) はい。今のところ様々な研究機関、それから先生方がいろいろな資料を作られておりますけれども、まだ全部は見きっておりませんけれども。引き続き、まずは私どもとしての調査を進めたいというふうに思っております。

Q : その自分は東電さんのやってらっしゃる、調査にこのような例えば民間であるとかの、独立された研究機関の方の意見と言うか内容というのを考慮に入れたりはまだしない。ていうか今後もしないということですかね。

A : (東電) はい。まずは私どものきちんとした評価をまとめたいというふうに思っております。

Q : すいません。先ほどの独立検証委員会の件なんですけども。聴取を断っている理由に関して、もうちょっと詳細にお聞かせいただけますか。

A : (東電) はい。こちらは私どもの関係者のインタビューをしたいというようなお話に関しましては、広くマスコミの皆さんにも要望がある事は知っておりますので、まずは政府事故調での調査を優先させていただいてる状況でございます。したがって、何か特別な対応をするというような事ではございません。そういった、広く公平な対応をさせているというふうに考えております。

Q : この独立検証委員会さんからは、例えばどのような方を聴取、インタビューしたいということを伺っているという形ですかね。今、現時点で。

A：（東電）こちらまだ先方の方と公表の取り決めができておりませんので、お答え控えさしていただきたいと思います。

Q：了解です。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございます。手順書の件でございますが、手順書につきましては既に11月16日にですね、2号機・3号機の手順書、事故に関連する部分でございますけれども、それは既に公開をしております。

Q：ごめんなさい。この16日の新聞、赤旗の報道なんですけれども。東芝と日立など、原子炉メーカーの黒塗り要求に関しても、全て考慮に入れてもう公開しているということですかね、すいません。

A：（保安院）はい。16日に保安院が公表した物につきましては、そういった事も踏まえて全て公表しております。

Q：了解です。ありがとうございます。

#### ○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中の列の一番の方。それから、こちらの左の列の一番後ろの方。

#### ○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。文科省、伊藤さんによろしくお願ひします。質問取りあえず2点なんです。先ほどのですね、一番初めに質問させていただきました、西日本の汚染マップの必要性の件なんですけれども。専門家の方々はおいておいてですね、文科省としては現在の必要性については、どのような見解をお持ち何でしょうか。教えて下さい。これが1問目です。2問目としまして、最近ですね東京海洋大の石丸隆教授が、海底にもですねホットスポットがあるということをおかれておりますが、文科省としてはどのような認識をお持ちなのか教えて下さい。取りあえず2点です。

A：（文科省）はい。文部科学省です。1点目の航空機モニタリングですけれども。繰り返しになりますけれども、まず一回目の全部データが出揃った段階です。改めて評価してみたというふうに思っております。ただ他方、今回、中部地方の岐阜とか富山とか静岡の辺りを見ますとですね、いわゆるそ

の一番下のバンドと言いましょか、あるいはセシウムのピークが観測されないというのは事実でございますので、一般的にはこれが更に西日本、あるいは九州の方に及んでるといのは、考えにくいというふうに思っておりますが、他方、自治体、国民の皆さんからそういうご要望がある、そういった中で本当にやる必要性、あるいはどういう意義があるのかということ、前回の 22 都県ですねデータが出た段階で改めて判断させていただきたいというふうに考えております。それから海底土のホットスポットと今言われたと思いますけれども、海の中の海域のしかもその海底土におけるその汚染の濃淡があるのではないかとご指摘かと思っておりますけれども、これに関連しましては、海水と海底土のモニタリングを毎回ご紹介させていただいており、沿岸それから外洋、更に遠洋と、いう形で体系的に進めております。確かにそういった中ですね、海底土についてもセシウムの濃度の濃淡がある所がありますので、そういった所は一つは時間的な経過を見ていきたいと思っておりますし、またその結果を踏まえて調査する海域を見直すというようなことも、今後ありうるのかなあというふうに思っております。

Q：ありがとうございました。2 点目については分りました。ちょっと 1 点目の確認なんですけれども。よく政府でいうですね、風評被害っていう、私は個人的にはよく分らないんですけれども。政府のいう風評被害っていう点を踏まえますとですね、つまりその危なそうだから調査するっていう考え方の方でですね、国民としてみれば、ここは大丈夫なんだっていうその認識というかですね、現状も把握したい訳なんです。ですから、ここは危ないから調査するっていう考え方ではなくてですね、とにかく日本全国一律で調査して、当然ですね、引越しをしたという方々もいらっしゃいますので、現状としてはですねここは大丈夫なんだっていうことを、国民に示していく上でもですね。全国一律でやるべきなんではないかと思っております。ちょっとその点もしお話する機会がありましたら、この点もご検討いただければありがたいと思っております。3 問目は、園田政務官になんですけれども。よろしくお願ひします。先日ですね、日本記者クラブでチェルノブイリの原発事故で小児がん患者の治療に当たりましたロシア国立研究センターのですね、医師の方が講演されたんですけれども。当然ですね、貴重な知見がある一方で、その教授の研究でもですね、ヨウ素やセシウム以外の放射性物質のデータほとんど無いと、これらはその全放射性物質に占める割合が 10%と不足で、90%分の研究成果についてはですね、チェルノブイリにおきましてもその方の研究によりますとですが、情報に乏しいとしてその医師の方はですね、貴重な提言をされたんですけれども。国際的なその調査・研究が必要だという主旨を発現

されたんですけれども、政府としましてですね、今後その内部被ばく等に関しまして国際的なですね、こうした医師の方やですね。いろいろ知見がある方ですね、お話を聞くとかですね、交流というのは考えていらっしゃるでしょうか。

A：（園田政務官）はい。今、国際的なという言い方をされましたけれども、当然細野大臣のもとでも様々なIAEAやあるいはWHOも含めて専門家の皆さん方とのご意見を聞くようにはしております。当然IAEAに大臣も行かれた時にはそういう方々とも意見交換の場を持たせていただいたり、様々な情報収集を今務めているところでございます。また個別に申し上げますと、保安院あるいは資源エネルギー庁も含めて、関係機関の方々はアメリカや他の国とも様々な交流をさせていただいて、そして意見交換をしてきたところでございます。今後もそういったネットワークと言いますか、そういったものは生かしていこうということは私どもの中においては議論はさせていただいているところでございます。

Q：これは若干、質問というよりも意見になるんですけども、低線量被ばくの作業部会を見ましても、やはりその知見がかなりこういったケースが初めてということもありまして、ともかく知見というか経験がないということが明確に分かるわけで、特にチェルノブイリとか事故を経験した関係者の方々は日本から行ったり向こうから来たりしていただいている方も多いので、IAEAはいいんですけれども、実際に事故を経験した方々のお話も是非国民に分かりやすくちょっとお示しいただきたいという感じがしますがいかがでしょうか。

A：（園田政務官）すいません、そういう意味では先ほど七尾さんおっしゃっていただいたように、今、細野大臣のもとで顧問会議のもとでワーキンググループがあるんですけれども、そこで低線量被ばくの様々な有識者の方々に話をいただいているところでございます。ちなみに来週の月曜日なんですけれども、もうホームページで公表されておりますけれども、ICRPの専門家の方が来ていただいて、そういった国際的な知見もご披露をいただけると、あるいはそこにおいて議論に私どもにも加わっていただけるということでございますので、そういったところも利用しながら更にネットワークやら、あるいはいろんな方々の経験をしっかりと私どもとしても受け止めさせていただき、またそれをオープンな場でやらせていただいて、国民の皆さん方にも見ていただく、そういう機会は更に作っていきたくと、努力はしていきたいと

いうふうに思っています。

○司会

よろしいでしょうか。それでは次の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。園田さんには資料を見ていただくとして、保安院と東京電力を中心にお聞きします。行政文書の開示決定通知書をお三方に回しました。それとニコニコ動画とIWJにも渡しております。これは9月16日に公表されて、8月に保安院が実施した東京電力社員に対するヒアリングのメモ、その時に保安院の方で取りまとめたメモを開示請求しまして、このほどこの決定通知書が届きました。不開示とした部分とその理由のところをちょっと見ていただきたいんですけども、情報開示を求めたのは、ヒアリング調査に当たった政府職員がその場でまとめたメモ、それが中心になっています。これが開示されると下線部のところ、情報提供者及び当該法人との信頼関係が失われ、今後情報提供が受けられなくなる恐れがある、そういった理由でそのメモを各論、総論のところを不開示になってるんですけども、東京電力としてこのヒアリングのメモが開示されると、保安院との信頼関係が損なわれるとお考えかどうか教えてください。よろしくお願ひします。

A：（東電）この行政文書開示決定通知書は、保安院さんの作成された文書でございますので、東京電力から何かコメントするものではございません。

Q：保安院が持っている調査の結果が公表されることで、東京電力が国、保安院に対して信頼を失うことがあるかどうかお答えいただけませんかでしょうか。

A：（東電）それは保安院さんの方で適切に判断されるものというふうに考えております。

Q：東京電力としての見解をお聞きしております。よろしくお願ひします。

A：（東電）東京電力といたしましては、保安院さんの求める保安調査、若しくは保安検査に対しましては誠実に対応させていただいておりますので、その結果の扱いにつきましては保安院さんの判断に従うこととなります。

Q：公表されて信頼関係が失われる恐れがあるとお考えでしょうか。

A：（東電）そちらに関しましては保安院さんの判断でございますので、私どもから何かコメントすることはありません。

Q：同じことの繰り返しで恐縮なんですけれども、この部分について東京電力のお答えをお聞かせいただけませんかでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては、情報開示請求通知書に書かれてある言葉に対しましては私どもから何かコメントすることはありません。

Q：保安院に対してお願いします。この今のお答えを受けまして、当該法人との信頼関係が損なわれると判断されるかどうかもう一度お答えいただけませんかでしょうか。

A：（保安院）保安院でございますけれども、まず今回の保安調査に関しましては、保安院といたしましては任意で公にしないことを前提にまず調査をしているという事実がございます。これは確か22日ですか、枝野大臣の閣議後会見でも説明しておりますけれども、そのように公にしないことを条件に、任意で提供されたものではございますが、その情報公開法に基づいて内容を可能な限り精査をして、それで公開できる場所はするというような判断に至ったということでございます。情報公開法にも公にしないことの条件で任意にされたものというのは、基本的には公開しないというような趣旨のこともございますので、そういった法律の趣旨も踏まえながらしっかり精査した上でこのように判断をしたということでございます。

Q：分かりました。この調査の前提になっている各種条件があるかと思うんですが、この条件は公表していただけませんかでしょうか。保安院にお願いします。

A：（保安院）条件という趣旨が分かりませんが、公にしないという前提で調査をしたという、それだけでございます。

Q：それ以外について何かあるかと思うんですけれども。例えば東京電力、確かこのヒアリングの調査で、東京電力のそのヒアリングの対象者の方以外に、東京電力の方がお2人その場で同席されたということも、保安院の単体の記

者会見の方で聞いております。多分そういった 1 対 1、あるいは政府職員に対してヒアリング対象の東京電力社員 1 人というような状況ではない、そういった条件のもとで実施されたものだと思います。そういった単に公開しないということ以外にも何かありそうですので、これは公表をお願いできないか、そういった要望です。

A : (保安院) 保安院から特に条件の付け方ということはないと私は思いますけれども、その場に東京電力の方が他に直接ヒアリングをする方以外にも同席されていたということは承知しております。

Q : その条件について保安院と東京電力の間で文書でのやり取りをされているはず、されていないとおかしいと思うんですけども、そういったことが残っていれば自主的に公表していただきたいんですが。

A : (保安院) 当然保安院から何をお聞きするかといった質問は出しておりますけれども、今日今のご質問のもともとの趣旨は、情報公開のことです。あくまでも情報公開法の規定、あるいはその精神に基づいて精査をした上で極力公開をするという判断をしたということですので。

Q : 今後こういったものを自主的に公表していただくことはできますでしょうか。この今お見せした決定通知以外にも、政府の職員が福島第一と福島第二で震災発生以降に撮影した写真の開示を求めておりました、そろそろ結果が出るところなんですけれども、今のところ 200 枚以上出るというふうに聞いています。こういった保安院の方で持っているものは、自主的に出していただくことはできませんでしょうか。これはちょっと質問の内容とはそれる要望になるんで恐縮なんですけれどもお答えいただければと思います。

A : (保安院) もちろん今回 9 月 16 日ですか、公表しました保安調査以外にも当然いろんな聞き取りなども行ってきておりますし、そういったものの中で必要なものについては公開と言いますか、現在、意見聴取会という形で専門家の意見を聞きながらこの原因の解明ですとか、技術的知見の検討ということをやっておりますので、そういう場合に公開することはあると考えています。

Q : 分かりました、ありがとうございました。

## ○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。はい、今2名の方が3名の方が上ってらっしゃいますが他には、じゃあ4名の方。それで最後にいたします、他にいらっしゃいますか。それでは、ここの真ん中の列の方、真ん中の列の後ろの方、一番目。二番目はこの列の後ろの方、二番目。それから三番目はそちらの端の方。それから最後にこちらの方。どうぞ一番目の方、真ん中の列のそうです、はい。

## ○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。何点かあるんですけども。安全委員会の方で指摘をしていただいた、既に公開している指針の正式名称だけちょっと確認しておきたいんです。今、ホームページ見ているんですが、原子力施設等の防災対策についてというものと、環境放射線モニタリング指針という、これでよろしいのでしょうかというのがまず1点です。それから、マニュアルのタイトルについてお伺いをしたんですけども、事故対策マニュアル等について、今の段階で分かっているものですね、お知らせいただきたいと思うんですけども、これは園田さんに対してなんです。それから、いわゆる現地の取材について、その後、進展がどのようになっているのかなということ、これも園田さんですね。それからSPEEDIについて、3月21日、27日に項目を示して、班目委員長が保安院に求めたけれどデータが出てないということで、これについては保安院の方からなぜ出ていないのかとか、その辺の理由を確認いただけるということだったんですが、その結果がどうなったのかということと、それから東電の、要は手順書について、東電からの意見書を保安院が徴収しているはずだということを知っているんですが、意見書の公開については検討するということを保安院の方で言われたので、それについてご回答いただければと思います。併せて、東電の方から受領した文書、この手順書について受領した文書の一覧といいますかリストというものを教えていただければなというふうに思います。さらに赤宇木地区について、現地対策本部から情報提供できなかった理由についても、保安院の方で確認されるということでしたがどうだったのでしょうか。それから地元住民への広報内容について、先ほど除染との絡みでも園田さんの方から説明があったんですけども、例えば独立行政法人である放射線医学総合研究所のホームページに、これは安全委員会が訂正する前の4月7日の放射線被ばくの早見という表があって、そこに100mSv以下、Gyという表現になっていますが、100mSv以下について、がんの過剰発生が見られないという表現がされてるんですね、見られないと。これはつまり、見られないというのではなくて、なかなか統計上の都合、問



題があるから確認できないというのであれば正確な表現だと思うんですけど、見られないという表現がとってあって、こういうものが未だに官邸のホームページなんかとリンクされてるんですね。そういう状況の中で一体住民に対してどういう広報が行われているのかというのが非常に興味があるところでして、先ほど木野さんの方からも、今やっているのは、じゃあってすぐ出せるでしょっていうことだったんですが、その辺はやっぱりきちんと説明をしていただかないと、先ほどおしどりさんが言われた除染による減衰率というものが僅かであるというようなことまで含めて、きちんと説明をされているのかどうか、そういうことについての意見聴取がどういう形で現地本部の方で検討されてるのかとか、そういうこともやはりきちんと教えていただきたいと思います。最後、安全委員会、これは園田さんの方がいいんですかね。低線量被ばくについては、先ほど安全委員会の方からも、更に生物学的な分も含めて見解をきちんと出したいということをお願いされてるんですが、そういう形できちんと安全委員会の方がされてるにも関わらず、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループというところで、屋上屋を重ねる部分もあるような気がして、安全委員会の見解を元に、ワーキンググループで更なる検討をするのであればいいと思うんですけど、なんとなくワーキンググループの中身を見ると、ICRPの見解自体について、何か評価の入った説明がされてるようで、その辺がなぜそんな、安全委員会がせっかく出してる見解を根底から覆すような議論が、またされてるのかよく意味が分からないんですけども。その辺のワーキンググループと安全委員会の低線量被ばくに関する見解についての、政府としてどういうふうな区分けといいますか、位置づけといいますか、その辺をされてるのかなというのが、ちょっと分からないものですから。以上です。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、まず指針の名称ですけども、質問中で言及されたとおりでありまして、一本が『原子力施設等の防災対策について』。これが通称『防災指針』といわれてるものであります。それからもう一本が、『環境放射線モニタリング指針』というものであります。

それから、あと、低線量被ばくについてのペーパーのことなんですけども、これはこの会見でも初期の段階では、他にどこもお答えする人がいないというか、むしろ安全委員会名指しで質問があって、そういったのにお答えしてるうちに、きちっと紙にしたほうがいいかなということで紙にしたものであります。基本的に言ってることは、ICRPの勧告で言われてることを、我々は超えてはおりません。本来は行政府の中で、どこか担当の役所があって、こういったものについても本来は言うべきものだと思っています。

A : (保安院) 保安院でございます。前回いただきました班目委員長のご発言に対する保安院からの回答と、それから赤宇木地区についての件でございますけれども、大変申しわけございません。今、確認中で、まだ整理出来ておりませんので、これは出来るだけ早くご回答できるようにいたします。それから手順書の東京電力からの意見の公開につきましては、確か私も正確には覚えておりませんが、こちらで担当が来て説明した際のご質問だったように思いますけれども、すみません、これもちゃんと確認をさせていただきます。それから1点、ご質問の意図が分からなかったんですけど、入手した情報というふうにおっしゃいましたが、これはどういう趣旨でしょうか。

Q : 東電の方から、この手順書の公開について、受領された文書がいろいろあると思うんですけども、そちらが全部、必ずしも我々の方に配られてるわけじゃないと思いましたので。例えば一番最初に東電が回答してきた文書などは、もしかしたら公開されていないのかなという気もするので、その辺どういう文書がきてるのかという、リストといいますか、タイトル名みたいなものを教えていただければという、そういう趣旨なんです。

A : (保安院) 報告徴収になっているもの、あるいは任意での要請に対して、こういうものが来たかという、そういうことでございますか。

Q : そうです。

A : (保安院) 分かりました、はい。

A : (園田政務官) 私から、まず事故対策のマニュアルでございましたですね。すみません、ちょっとまだ私のところに、先般お伝えした以外のものは入ってきておりませんので、また入り次第お伝えをさせていただきたいと思えます。それから現地取材、発電所内のことですね。サイト内のこと。これはまだまだ皆さん方に見ていただくという状況にはないという判断で検討は進められているということでございます。大変申しわけございませんけれども、まだ現地取材についてはお断りをさせていただいている状況でございます。それから後、現地対策本部がどういう説明をしているのかということでございましたけれども、それはまた確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、また先ほどの木野さんのご質問にもありましたように手に入り次第お伝えをする予定でございます。つまり現地対策本部は私の所管で

はありませんので、また大変恐縮ですけれども縦割りで、他省庁にお願いをしなければいけませんので、それが時間が掛かっている理由だということでございます。それから、低線量被ばくのワーキンググループ、これは先ほどもお伝えをさせていただきましたが、11月28日月曜日の19時からICRPの、これは科学事務局長ですね、クリストファー・クレメントさんと、それから委員会の委員の方でジャック・ロシアルさんがお越しをいただいているということでございますけれども、これは事故収束の官房の大臣の下の放射線汚染物質対策会議というのがあります、そこに、言わばそこからこのワーキンググループ、即ち低線量被ばく、ずっとこの記者会見でもそうでしたけれども、なかなか低線量における被ばく状況というものの危険性というものがまだ正直言って分からないという状況であったということでございます。したがってそれを何か知見として集められないだろうかというところで始まったことでございます。これを言わばオープンな形でですね、国民の皆さん方にも見ていただく、知っていただくという意味があつてそういった有識者の方々に集まっていただいている会議であるというふうに承知をいたしております。安全委員会からのICRPを基にした安全委員会さんがいわゆる有識者の方々の基づいてですね、見解を述べていただき、そしてそれを受けて私ども政府としてもどういった形で今、考えられるのかというところを専門家の方々に話し合いをしていただいているという、そういう位置付けでございます。

Q：すみません。ちょっとごめんなさい。ちょっと聞き洩らしたかもしれません。SPEEDIについての班目委員長の件というのは保安院の方からご回答いただきましたっけ。

A：（保安院）いえ、まだ今調べております。まだ確認できておりませんのでこれは整理でき次第ご説明申し上げます。

Q：それから、園田さんから地元住民への広報内容について確認したいというようなことを言われたんですが、ちょっと時間がどの位掛かるか分からないんですけども、さっき言いました放医研のホームページからリンクが続いていて、やっぱり誤った科学的にですね、今の段階では誤った情報が載っている、これは安全委員会の方からの意見から、見解からも間違っていることは間違っていないと思うんですが。これについては独立行政法人でかなり税金が投入されているところですので、ちょっとどういう見解なのか確認をしていただけないでしょうか。先ほど安全委員会からも本来こういう広報に関

することは行政の方でやるべきだと言われているので、園田さんの方からちょっと確認をしていただいて、表現、きちんと、より正確なものに変えることができないか検討していただくように申し出ていただきたいと思いますと思うんですけども。

A：(園田政務官) はい。そういったご意見があったことは、まず文部科学省の方にですね、所管である文部科学省の方に私から伝えておきたいと思います。

Q：お願いします。

○フリー 木野

Q：はい、すみません。フリーの木野ですけれども。東京電力の松本さんに、すみません、度々で申し訳ないんですが、先ほどのダスト分析の件なんです。核種はこれ出ているんでしょうか。なんか黒塗りになっている部分があってちょっとよく分からないですけれども。先ほどの15条の17報、12日の分なんです。

A：(東電) はい。

Q：はい。後その12日からですね、その後18日までの間が抜けているのは、基本的にそうすると手が足りなかったからというのが大きな理由ということでしょうか。というのとですね、後文科省の伊藤さんに。先ほど航空機モニタリングで西日本の方に拡げない理由として、岐阜や富山等でセシウムピークのピークが観察されないというお話があったんですけれども、要するにその単純に距離の問題でそういう形で判断できる根拠というのがちょっといまひとつよく分からないんですが、それより向こうに行かないというのが。今回まだらになっているのを見るとそれより向こうだからどうというのは単純に言えないと思うんですけれども。もうちょっと少しその根拠の説明、ご説明いただけますでしょうか。以上です。お願いします。

A：(東電) はい。黒塗りの部分は誤記でございますので発信当初から塗られていたところになります。核種は記載がございませんので何を計ったのかについては確認します。それから12日から19日の間でございますけれども、基本的には人手、車、それから測定器といったような様々な物が足りなかったんじゃないかと思います。その他、現場の混乱といったようなこともあろうかと思いますが、具体的にできていなかった理由については確認させていた

だきたいと思います。

A : (文科省) 文部科学省です。西日本地域に放射性物質が全く飛散していないというふうに申し上げたつもりはないのですけれども、航空機モニタリングの結果、それから3月の発災以来、各都道府県で行っております空間線量率、それから放射性物質の降下物の測定結果からして大量のと言いましょうか、例えば航空機モニタリングで識別できる程度のものですね、広範囲に拡がっているとは想像しにくいというふうに申し上げたまでです。ただ、そういうことは専門家の皆さん方にご議論していただいた上でより広範囲なモニタリングを行うかどうか判断していきたいというふうに思っております。

Q : 分かりました。すみません、今の関連でしない理由というのがちょっといまひとつやっぱり分からないんですけれども。こういった状況を確認するのであればダーっとそのままやってしまったほうが早いと思うんですけれども。なぜそれ以上のところに拡げないのかというのが、これは資金的な問題でしょうかね。それとも人手でしょうか。何か理由というのは。

A : (文科省) するもしないとも申し上げてはいないのですが、行うにあたっては資金的な問題もありますし、各自治体の協力とかも必要になろうかと思えます。

Q : 今すぐしないのは、そうすると資金面の問題ですかね。どういう理由で。

A : (文科省) 22都県についてですね、結果を詳細に評価した上で今後の対応を考えたいというふうに申し上げているところであります。

Q : 22都県に限定した理由というのは何かあるんでしょうか。これは数を決めた時点ではまだ結果が出ていなかったと思うんですけれども。

A : (文科省) まずは東日本において実施してみようというのが8月の中旬にですね、この航空機モニタリングを始めた時の考え方でありまして。当然それまでの各都道府県の線量率の変化と、線量率の状況ですとか、降下物の状況も踏まえて東日本で行うということが妥当だと、その8月の時点では判断したのだというふうに理解しております。

Q : 分かりました。そうすると西日本を今後もやるとすると、いつ頃の時期、

早くていつ頃の時期になるというイメージであればよろしいでしょうかね。  
今後その専門家の意見を聞いてということなのですが。

A：(文科省) いや、ちょっとそれもまだ検討しておりませんので、ここでの答えは控えたいと思います。

Q：分かりました。

○司会

それでは次の方、どうぞ。

○ネオローグ 小嶋

Q：ネオローグ、小嶋です。よろしく申し上げます。文部科学省の方にお聞きしたいんですけども。航空機モニタリングなんですけれども。アメリカ等の原発事故当初なんですけど、アメリカ等の航空機モニタリングが先に先行して行われて日本において航空機モニタリングがちょっと出遅れたという感じがするんですけども、これに関しまして今後このような福島第一原発のような事故が起こった際に、もう少し速やかに航空機モニタリングが行われるのかという点について1点お聞きしたいです。また、この航空機モニタリングを通して事故当初余り情報出なかったんですけども、現在出ているSPEEDIによる単位放出量の予想結果ですね、シミュレーション結果との、重ねて検証をどのくらい正確な値が出たのかという検証が行われるかどうかについて教えてください。もう1点、これは園田政務官なんですけれども、先ほど質問にありました災害対策マニュアルの見直しの議論なんですけども、これが行われた見直しをされる際に、どのような点で例えばSPEEDIの公開などが遅れたかなど、そういった問題点なども併せて公開されるのかどうかについてお聞かせください。

A：(文科省) 文部科学省です。航空機モニタリングについてお尋ねがありました。日本でも技術開発は行っていたわけですが、実際にそれが起きて装置を機器につんで、いわゆる実践で使ったことがなかったので、その立ち上げに時間がかかったのだらうと思いますので、今後仮にもし万が一そのようなことがあれば、速やかに実施できる準備はできたのかなというふうに思っております。それからSPEEDIの計算結果との検証と言いましょうか、それと航空機モニタリングの関係ですけれども、これは航空機モニタリングのこれまでの結果を公表するたびに実際の現地ではモニタリング結果、あるいは

SPEEDI で当初甲状腺被ばくの状況の予測をした結果とか等、傾向として一致するという評価を含めてお出しをしていたと思います。

A : (園田政務官) マニュアルの見直しの際というご表現をされましたけれども、当然ながらこの SPEEDI の活用ができなかったということに関しては、当然ながらこれは事故調査の関係で当然説明をされなければいけない、明らかにされなければならないというふうに私どもは考えております。現時点ではまだその原因が分からないという状況に陥っておりますので、今政府の第三者委員会でもその辺はしっかりと議論はしていただいているものではないかというふうに思っております。それとは別に当然、この間の日隅さんのご質問にもあったんですけども、今起きた時にちゃんとそれが機能できるのか、そういった体制ができているのかということに対しては、当然そういった教訓というものは私どもも活用できるということが分かっていたはずにもかかわらず、それが活用できていなかったわけですから、当然そのマニュアルの見直しというよりも、マニュアルは当然こういうふうにやらなければいけない、おっしゃるように単位放出量を計算してでも使うべきであるということは書いてあるわけですから、当然そのマニュアルどおりに事が運んでいけば SPEEDI もしっかりと当初から予定どおり使われていたはずでありますから、当然今起きたとしてもその今あるマニュアルどおりに事が運ばばきちっと機能はするというふうには今考えております。その上でなぜそれが遅れたのかについては、これは事故検証の中においてきちとなされるべきであるということだけ申し上げたいと思います。

Q : マニュアルの活用がきちとなされればされたはずだという見方ですね。分かりました。ごめんなさい、文科省さんに追加というか確認の質問なんですけれども、航空機モニタリングにおいて先ほど遅れたというか、ちょっと遅くなったということについては分かったんですけども、今後万が一事故が起こった際に、どういう流れという、航空機モニタリングが速やかに行われるかというものも決定しているのかという点と、SPEEDI との検証に関して、今まで現在航空機モニタリングは東日本に関して終わったわけなんですけれども、この検証を終えて、単位放出量当たりの SPEEDI の予測シミュレーション結果というのを公表するというか、おおむね良好だということなんですけれども、公表することに意義があるということが認められたということによろしいでしょうか。

A : (文科省) 2点目の SPEEDI の今後のそういう事故時における活用については、

確か前回もお答えしたと思いますけれども、速やかに公表するという事になるかと思えます。それから航空機モニタリングについて、すいません、ちょっと質問の趣旨が聞き取れなかったのですが。

Q：今後万が一事故が起こった際に、どのような形で、どのような速度というか、事故が起こって速やかにすぐに行うのか、どういう形に今流れとしてなっていて決まっていることとかがあれば教えていただきたいと思うんですけども。

A：(文科省) 特段文書とかで決まったものがあるわけではありませんけれども、今回の経験に最大限に生かして、航空機モニタリングだけではありませんので、地上のグラウンドでのモニタリングとか、SPEEDIによる計算とか、もっとも適切な組み合わせをその時々事故の対応によって講じていくべきだと思いますけれども、航空機モニタリングに関しては今回それなりに経験が積まれたのかなというふうに感じているところであります。

Q：了解しました。ありがとうございます。

○司会

それでは。

Q：いいでしょうか。

○司会

まずそちらの方、指名してましたので、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。園田さんにいろいろと数が多いんですけども、司会の方、私の方で要望は二つとこれまでに確認のお願いをしているもの4点あるんですけども、今手挙げてる方まだいらっしゃるのでその方が終わった後にもう一度ということでも構いませんか。分けて質問してもいいかどうか。

○司会

はい、結構です。

Q：ありがとうございます。そうしましたら園田さんに情報公開に関する要望



を二つお願いいたします。まず 1 点目がこの記者会見の参加人数に関してなんですけれども、参加区分、例えば新聞協会加盟社が区分 1 ですとか、雑誌協会加盟社が区分 2 といった区分がありますけれども、この区分ごとに毎回何人ずつ来ているのか、例えば今日でしたら今日の記者会見で区分 1 の記者が何名、区分 2 の記者が何名、そういった毎回の参加人数の一覧表というのをまとめていただいて出していただけませんかでしょうか。

A : (園田政務官) ちょっとそれは確認をさせてください。どういう形で資料が残っているのか、確認した上でどういう形の回答ができるのかを回答をしたいと思います。

Q : ちょっと今日この会見、私が上がってくる前に 1 階のところで東京電力の広報の方にお聞きしましたら、7 月頃までは参加者の名簿と言うんでしょうか、それが紙であるという、それ以降はデータという形であるということなので、紙の方を一つ一つ見ていくと時間は掛かるかと思うんですけれども、単に参加区分ごとの記者の参加数という数だけなので、これは公開するという方向で調べていただけませんかでしょうか。

A : (園田政務官) ちょっとすいません、どういう形で保管されているのかまず見させていただいて、それからいろいろな判断をしたいと思います。

Q : 分かりました。よろしく申し上げます。それともう一つ要望です。統合対策室の議事録があるかどうかずっとお聞きしておりまして、メモという形で残っているというふうにお答えをいただきました。それでこのメモの開示請求を出したいと思うので、統合対策室で行われているどの会議に、どの省庁の担当者の方がいらっしゃるか、通常この会議にはこの省庁から来るといったものがあるかと思うんですけれども、それをお聞かせいただけませんかでしょうか。

A : (園田政務官) 全体会議、統合対策室。

Q : 統合対策室内で行われている会議、あるいはこれはこの後の回収させていただきたい方向で出てくるんですけれども、その他の会議体、幾つか議事録の有無の確認でその他の会議体にも確認を取ったから遅くなったというふうにおっしゃっていましたがけれども、このその他の会議体も含めてということです。

A : (園田政務官) ちょっとそれがいわゆる何度も申し上げますけれども、法的な根拠の対策室ではありませんので、そういったきちとした形のものが残っているのかどうか、今現在において分かりません。したがって、行政内部的に保管をしている文書に関しましては、当然ながらそれは行政文書でありますから、情報公開請求の対象になっていくというふうに思っております。したがって、ちょっとその全体像をどこまでお示しできるのか、そういった構図が実は残っていないというふうに私は思っております、ちょっと確認はさせていただきたいと思います。

Q : すいません、構図が残っていないというのがどういうことなのかよく分からないということと、もう一つ、これから開示請求したいと思っているのが行政機関の中に持ち帰られたと言えいいんでしょうか。統合対策室でメモを取って、それを各機関の方に持って帰ると思うんですけれども、その行政機関内にある文書の方ということですか。

A : (園田政務官) そうですね。行政機関が保有している文書という形で請求をしていただければというふうには思います。

Q : 一つ目の確認したい点の方、全体の構図というかそちらの方ですけども。

A : (園田政務官) したがって、何か法的にきちとした形が作られておりませんので、そういう意味でどこがどういう配置でというのは、今私の思い浮かぶ範囲では保安院と、それから文部科学省はいらっしゃいませんでしたっけ、当初はちょっとすいません。それだけ曖昧な部分がありますので、一度確認はさせて頂きたいと思います。

Q : 分かりました。そのどういった会議が、全体会議の他にいろいろあるかと思うんですけれども、それが園田さんがこの間おっしゃっていたその他の会議体ということだと思んですが、どういった会議があつて、通常その会議にはどこの省庁から担当者が来ているのか。それが分かると、こちらもこの会議についてこの省庁に対して開示請求出すということが明確に把握できますので、その辺り確認してお答えいただければと思いますけれども、可能でしょうか。

A : (園田政務官) 全体像がですね、なかなかそれは難しいというふうに思いま

すので、一度それも受け止めさせていただいて、どういう答えが出来るのかを含めて検討はさせて頂きたいと思います。

Q：ちょっと長くなって申し訳ないんですが。全体像が難しいというのは、これどういった理由なんでしょうか。ちょっと理解が出来ないんですが。

A：（園田政務官）すなわち法的な位置づけの中での対策室ではありませんので、どこまでを対策室というふうに言うのかという概念からまず入って行かなければならないというふうに思います。したがって、様々な形でですね、会合は行われているというふうに私も聞いてはおるんですけども、それがどこまでが対策室の範疇なのかというと、なかなかそれは難しいのではないかなと、定義づけるのがですね。したがって、それも含めて受け止めさせていただいて、どういう形でご返答できるかをそれが固まり次第ご返答はしたいというふうに思います。

Q：ちょっと確認させてください。統合対策室としてのいろいろな会議の部分なんですが、統合対策室が設置されているのは、東京電力本店内ということでしょうか、東京電力本店内で通常行われる会議や打ち合わせというそういう理解で私はいたんですけども、必ずしもそういうわけではないんですか。統合対策室の会議が政府の建物内で行われるということもあるんでしょうか。

A：（園田政務官）したがって、先ほども申し上げたように、いろんな会議体、会議や会合、今、佐藤さん打ち合わせとおっしゃいましたけれども、打ち合わせを含めればですね、当然私の部屋で東京電力の方に来ていただいて話をする時もございますから。そういった面ではどこまでがこれが対策室としての仕事の範疇になるのかといった場合には、少し曖昧な部分がありますので、なかなかちょっと定義づけるのが、今、直感的に聞いて難しいなと思った次第でございます。

Q：分かりました。そうしますとすいません、ちょっと別の質問に入ってしまうんですが、統合対策室というのが概念体ということではおっしゃっていただけますけれども。実質的に何らか概念以外の存在というのは全くないということではないんでしょうかね。統合対策室として会議をするとか、統合対策室としての外部との打ち合わせ、例えば統合対策室と外部の研究機関とか、そういったような打ち合わせというのは存在しないということではないんですか。

A : (園田政務官) 恐らく直接的に統合対策室というクレジットを出して、公表させていただいているのが、いわゆるロードマップ毎月毎月公表させていただいておりますけれども、このロードマップの文書ですね。それから、この後記者会見もそうでございますけれども、統合対策室としてクレジットを出しているのはこの二つくらいしかないんじゃないでしょうか。

Q : なるほど分かりました。そうしましたら、統合対策室としてクレジットがついているもの、これがどういったものがあるのか、ちょっと一覧作って出していただけませんかでしょうか。そうしますと、こちらもおおよそ統合対策室内の活動がどういったものなのか、範囲が分かりやすくなりますので。

A : (園田政務官) そういう面で申し上げますと、毎月公表させていただいているロードマップしかありません。

Q : それしかない。

A : (園田政務官) はい、そうです。

Q : ロードマップの作成にかかわる内部で作っている文書に関してはどうなんでしょうか。

A : (園田政務官) それはいわゆる一般的な行政文書として、東京電力から提供されたものが政府内に言わば保管をされていると。その文書については先ほどの開示請求にもありましたけれども、一般的な行政文書、提供を受けた文書としては保管はされているとは思いますが。

Q : ロードマップの文書を作成するための打ち合わせや会議があると思うんですけれども、そういった打ち合わせや会議というのは誰が召集することになっているんでしょうか。統合対策室として打ち合わせを作って、メンバーを召集する、そういうことなんですか。

A : (園田政務官) いや、したがって、いろんなレベルの打ち合わせがありますので。当然ながら私が呼べば私のクレジットになりますし、審議官以下が召集すれば審議官のクレジットにもなっていくと。そのレベル、レベルによっていろいろな会合のレベルになるということでございます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○司会

それでは、先ほど追加で質問のある方が、お二方ですか。それではこの列のそちらの、その方と、最後にこちらの端の方。

○フリー 木野

Q：度々すいません。フリーの木野ですけれども。園田政務官に冒頭 NHK との放送事業者への要請に関して確認出来ないというお話があったんですが、これは確認出来ないというのはどういう意味かというのを教えていただければと思うんですが。それからですね、1点だけ文科省とそれから保安院。SPEEDIの予測図なんですけれども、今公開されているものは拡散状況が書いてあるものだけなんですけど、ここに本来特定の施設名であるとかの場所がきちんと明記されているものがあるはずだと思うんですけども、これは公開等というのはされる予定というのはあるんでしょうか。二つお願いします。

A：（園田政務官）冒頭、申し上げたのはですね、保安院と現地対策本部、こちらで調べていただいたわけでございますけれども、当時の状況を知る関係者及び保管書類を調べたところ、NHK等の放送事業者に対してその服用に対する放送についての要請を行ったかどうか、その書類からは確認できなかったということのようでございます。

Q：と言うことは、してなかったということよろしいですかね。

A：（園田政務官）恐らくそういうことになると思います。確認できなかったということですから、恐らく放送事業者もそれを受けたということはないのではないかなというふうに思います。

Q：これはもしそういった要請を出していた、出していなかったののではないんですけども、出す部署というのはどこか決まった場所というのはあったんでしょうか。責任を持ってそういった要請をする責任者というのは。

A：（園田政務官）そういう面においてはですね、先ほど来お話が出ていましたマニュアルで放送事業者に対する要請についての実は記載がないんですね。つまり、原子力災害対策本部長から都道府県災害対策本部長への指示、これ

については実は内閣官房が作成をしたこの原子力災害対策マニュアルにはないと。ところがですね、先ほども冒頭申し上げたのですが、記述のされ方としては国が指示をするということで、自治体にですね、指示というものはこのマニュアルの中で書いてあります。行を変えて、NHK 等の放送事業者は、という形で NHK のいわゆる放送事業者が主語になってしまっているわけでございます。したがって、ここに対して、NHK 事業者に対して指示をする部署というものは、このマニュアルでは言わば記載をされていなかったという点においては、このマニュアルのやっぱり見直しの対象の一つではないかなと、私は思った次第でございます。

Q：すいません、今おっしゃられたマニュアルというのは、防災基本計画の方ですか、それとも災害対策

A：（園田政務官）ごめんなさい。防災基本計画、そしてもう一つ災害対策マニュアルにおいてもその記載はなかったということでございます。

Q：災害対策マニュアルには放送事業者に要請するという記載はあるんでしょうか。

A：（園田政務官）要請についての記載がないということでした。

Q：要するに防災基本計画以上のものは他のマニュアルにはどこにも記載がないということなんでしょうかね。

A：（園田政務官）私が手元にある資料の中においてはございません。はいございません。

Q：分かりました。

A：（文科省）文部科学省ですが、少し確認なのですが SPEEDI の計算結果に各地域の公共施設等の情報が入ったものがあるのではないかと。

Q：はい。施設が入ったものがあると思うんですけども、SPEEDI 出すときに基本的に幾つかパターンがあってそういった施設名が入っているものというのが。

A : (文科省) あの機能としてそういうような出力をすることは出来るというふうに承知していますが、今回そういうものを使ったかどうか。計算したものは全て公開していると理解しておりますが、確認させていただければと思います。

Q : お願いします。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、保安院でも計算した結果は全て公表しておりますのでそういった施設名が入ったものが打ち出しとしてあったかどうかは、確認させてください。それから先ほどいただいていた質問で保安院の会見の数ですけれども、3月11日から15日までですが28件ございました。

Q : 分かりました。ちょっと後ほどで結構なんですけど日ごとに何回かっているのが分かればと思うんですけど。

A : (保安院) それはまた後で。

Q : じゃあそれは改めてお願いします。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q : 今、木野さんが言ったこととダブっちゃうのがあるんですけれども、先ほどマニュアルには問題がなくてマニュアルが実践出来なかったんだということを言われたんですけれども、やっぱり住民に対する広報の仕方というのがマニュアルにきちんと書かれていないということ自体やっぱり問題で、今は出来ているというのは分かるんですけれども、ホームページに掲載しているということは分かるんですけれども SPEEDI ですとか。ただそれがやっぱりマニュアルにない以上は次回またどうなるか分からないし、担当者を決めておかないとそれもやっぱり問題になるわけで、ですので今そのNHKの分も含めてマニュアル自体の見直しというものも必要なのでそこはマニュアルどおりに出来なかったことだけが問題なんだということではなくて、きちんとやっていただきたいんですが。

A：（園田政務官）はい。おっしゃるとおりですね。この点については先ほど私も申し上げましたようにやはり反省すべき点がこの中にもあったというふうに思っておりますので、これは改定に向けて検討をしていかなければならない一つであるというふうに考えております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは最後の方どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。数が多くて申し訳ありません。園田さんにこれまで確認のお願いをしていることの回収です。まず先ほどの質疑とも関係しますけれども議事録の有無を、統合対策室の議事録の有無を確認いただいたときの答で時間がかかった理由が、その他の会議体にも確認を取ったからとおっしゃってました。この確認を取った会議体の一覧が出たかどうか。出てなければ引き続きお願ひします。それとも一つ、統合対策室内の会議の録音をしているかどうかの確認をしておりますがどうでしょうか。よろしくお願ひします。それとも一つ、統合対策室の全体会議に大臣が最後に参加されたのはいつか。これも確認の要望を出しております。それとゲルマニウム検査機とストロンチウムの測定可能な検査機の数。数字自体は出していただきましたけれどもこれがどの機関にあるのかそのリストを出して欲しいということでお願ひしておりますけれどもどうなりましたでしょうか。お願ひします。

A：（園田政務官）はい。議事録の、その他の会議体がどのようなものであるいは録音の有無、そして全体会議に大臣が最後出席したのはいつか、そしてゲルマニウム。申し訳ございません、どれも私のところに正式に回答がきておりません。議事録の有無に関してですけれども、先ほど申し上げたように統合対策室として議事録が無いというのはもう確認はさせていただいてるんですけども、その他にそういったいろんな会議体があるんじゃないかというのは私からも事務方には投げかけさせていただいて、その中でそういった統合対策室としての議事録というものが有るのかどうかということろはちゃんと調べるようにということで今それを調べてもらっているということでございます。したがってこういった形で回答が私のところに来るかまだ分かりませんが、それは出て来次第お伝えはするつもりでおります。すいません大臣は本日出席をしているそうでございます。大変失礼いたしました。全体として大臣が出席したのは本日が出席をしているということでございま



す。

Q：すいません。まず大臣の出席ですけれども、これ質問のお願いをしたのが少し前ですので今日を除く前回ということで今お答え分かりますでしょうか。今後ろの方とご確認いただくことが出来るかどうか。それとその他の会議体の。

A：（園田政務官）すいません 10月の2日だそうです。

Q：10月の2日が最後の出席だった。統合対策室の全体会議に細野大臣が出席したのがということでよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）それは特別プロジェクトの方でございまして、全体会議ではなかったようですが統合対策室として大臣がここに来たのが10月2日が今日を除けば最新だということでございます。

Q：統合対策室での特別プロジェクトがということで、分かりました。それとその他の会議体の部分なんですけれども、園田さんからの指示を受けて議事録の有無を確認した先というのがあると思います。それぞれどこの会議体といえいいんでしょうか、どこの議事録があるかどうか、どこに問い合わせたのかそれが分かればその他の会議体という内訳を構成することが出来るかと思えます。多分園田さんがおっしゃっていたのはそういうことだと思うんですけど、このその他の会議体のリストは引き続きよろしくお願ひします。そういう理解でいいんですよね。

A：（園田政務官）正しくそういう理解でよろしいかと思ひます。

Q：分かりました。それと最後に毎回の記者会見の出席者の人数、区分ごとの人数ですけれどもこれ改めて要望いたしますのでよろしくお願ひいたします。

A：（園田政務官）私が受けたんですかね。

Q：つい先ほど二つくらい前の質問で。

A：（園田政務官）ちょっとどういう形になるか分かりませんけれども、受け止めさせていただきました。

Q : はい数字は必ずあるはずですのでよろしく願いいたします。以上ですありがとうございます。

○司会

東京電力から補足で説明があります。

A : (東電) まず読売新聞さんからご質問があった 80°C に到達する時間ですけれどもおよそ 1 日 2 日、これアバウトな数字で申し訳ありませんが到達するものと考えております。こちらは個別に毎時何°C というよりも熱のバランスから注水量と温度の関係から見極めたというような状況でございます。それから作業の実績でございますが、炉注水の低下操作でございます。1 号機が 19 時 3 分に 5m<sup>3</sup>/h、2 号機が 19 時 11 分に 8.5m<sup>3</sup>/h になっております。3 号機は 19 時 19 分に 9m<sup>3</sup>/h という状況になります。それから作業の予定で一件追加がございます。大熊線 3 号線の移動用変圧器に関しましては漏えいの修理を行ってございましたけれども復旧しましたので、明日再度電源停止を行いまして通常の状態に復旧する予定です。その間、水処理設備のキュリオンそれからサリ一等の設備が一旦停止いたします。停止期間は午前 8 時から午後 2 時までの予定でございます。約半日の仕事になります。それから後不具合の連絡ですけれども、本日除染装置アレバに関しましては現在待機状態に置いておりますが、こちらに関しましては月に一回循環運転をさせて廃スラッジが固まらないようにする運転を行っておりますが、本日その運転を行ったところ廃液貯留タンクで水位が上がってこないということが分かりましたので水位計の不調、若しくはどこかに詰まりがあるのかというようなところで今後調査をしてまいります。東京電力からの追加の情報は以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。はいそれでは以上で本日の会見を終わります。次回でございますが 28 日月曜 16 時半を予定しております。詳しくは改めてメールでお伝えいたします。本日はありがとうございました。